令和8年度

県営住宅入居者募集案内書(申込書付)

令和8年度 後期 補充入居待機者募集分

申込書は、40ページにあります。

●受付期間

令和8年11月27日(金)から令和8年12月7日(月)まで

●申込方法

①当案内書付属の申込書記載の上、郵送でお願いします。
受付期間中に必ず郵便局で特定記録郵便にてお申込みください。
(令和8年12月7日(月)までの消印があるものが有効です)
【提出先】
〒862-0950　熊本市中央区水前寺6-5-19　熊本県営住宅管理センター宛

②電子申請サービス(インターネット)によるお申込み。
詳しくは42ページを確認してください。

③熊本県営住宅管理センターへ持参の場合は専用ボックスにご投函ください。
受付時間　平日午前9時から午後4時まで
※窓口対面での受付は行いません。

※申込まれる前に39ページをご覧いただき、必要な書類が揃っているかをもう一度確認してください。

●抽選会について

抽選会は、当センターより申込者の中から複数名程、立会人を選定させていただきます。センターよりご連絡をいたしますので立会いのご協力をお願いします。(令和9年1月上旬予定)

※場所・日時は立会人にのみお知らせします。

抽選は申込者全員に紹介順位が付与され、団地毎の紹介順番を決めるものです。入居の当選を決めるものではありません。

補充入居待機者募集とは

県営住宅は、住宅に困っておられる低額所得者のために建てられた賃貸住宅です。
入居希望者は、受付期間中に希望団地の申込みをしていただきます。
その後、待機期間中(概ね6ヶ月間)に紹介可能住戸(明渡し退去後に室内の修繕が完了したお部屋)の紹介をする順番を決める抽せんを行います。
この紹介順位をもとに住戸の紹介を行ったうえで入居資格の審査を行います。
このような募集方法を「補充入居待機者募集」といいます。
なお、災害、不良住宅の撤去、公営住宅建替事業等による入居希望者を公募による申込者に優先して入居させることがありますので、ご承知願います。

目　　次

ページ

● 熊本県営住宅の入居募集について ……3
● インターネットから申込みができます ……4
1. 申込みから入居まで……5～6
2. 申込資格……7
3. 申込みの注意事項・無効について ……8
4. 県営住宅の入居申込制度について ……9～10
5. 倍率優遇について……11～12
6. 募集受付・資格審査・入居等について ……13～14
入居後の諸注意……15

ページ

7. 収入基準の判定方法……16～18
8. 世帯の政令月収額の計算方法 ……19～20
県営住宅一覧……21～22
県営住宅家賃額一覧表……23～24
県営住宅所在地一覧……25～34
駐車場使用許可について……35
● 申込書記入例……37～38
● 申込みに必要な書類……39
● 申込書……40
● 住宅調査票……41
● インターネットから申込みができます ……42

【次回の募集案内】

令和9年度前期 県営住宅補充入居待機者募集日程（予定）について
※時期が近づきましたらお問い合わせください。
※ホームページ、新聞でも広報します。

□案内書配布期間　令和9年5月中旬（予定）
□申込受付期間　令和9年5月下旬～（予定）
□抽せん日　令和9年7月上旬（予定）

熊本県営住宅について

熊本県営住宅は、住宅の確保に困っておられる方のため、国と県が協力して建設した住宅で、熊本県民の大切な共有財産です。したがって、一般の賃貸住宅とは違って使用に際していろいろな制限や注意すべきことが多数あります。お申込に際しては、県営住宅の特性をご理解の上ご検討下さい。

① ご入居にあたり、公営住宅法、熊本県営住宅条例、熊本県営住宅管理規則等の関係法令を守ってください。
② 小さなお子さまからお年寄りまで、様々な人が生活する共同住宅ですので、「他人への思いやり」や「お互いの協力」が必要です。
③ **犬、猫、鳥等のペットの飼育は禁止**されております。同様に敷地内での餌付けや一時的な預かりも禁止です。ただし障がい者補助犬は除きます。（事前に申請が必要です）
④ 入居時には初年度の家賃額３か月相当の敷金が必要です。
⑤ **家賃以外に別途共益費が必要**となります。共益費は、条例に定められた共同施設を維持するための費用であり、階段・敷地内の電灯やエレベーターなどの電気代、散水栓等の水道代など、入居者全員で負担・支払いしていただくものです。
⑥ 共益費の徴収および支払い、**住宅・敷地の清掃や草木の管理など、住宅管理の一部については、住民の皆様の自主管理です。**
⑦ 入居後は家賃算定のために、毎年６月にお送りする収入申告を提出していただきます。申告された収入に応じて、毎年度４月に家賃額が改訂されます。
⑧ 入居から３～５年経過後、収入が一定額以上の場合には、収入超過者又は高額所得者と認定され、家賃に対して超過負担額が段階的に適用されるとともに、収入超過者は住宅の明渡努力義務が課せられ、高額所得者は住宅の明渡しをしていただきます。
⑨ 退去時修繕の入居者負担範囲は畳の表替え、襖紙の張り替え、清掃、その他入居者の責任により破損・汚損・紛失したものが対象となります。
⑩ 経年劣化等による設備の老朽化が目立つ場合がございますが、美観の問題による修繕など、**使用できる状態での修繕は行っておりません。**
⑪ 駐車場の設置されている団地で空きスペースがある場合、同団地の入居者・同居者に限り一定の条件のもと有料で利用ができます。
⑫ 緊急な安否確認が必要となった場合は、警察官立会いのもと鍵等を壊すことがあります。破錠等に伴う修理費用は入居者負担になります。

熊本県営住宅の入居募集について

●補充入居待機者募集と空室常時募集について

補充入居待機者募集に申込みを希望される方はこの募集案内書をご確認の上、お申込みください。常時募集での申込を希望される方は、下部の常時募集の案内をご確認ください。

※常時募集に選定した空室は待機者への紹介は行いませんのでご注意ください。

【補充入居待機者募集】

空室の有無にかかわらず年に2回募集を行い、申込者の抽せん結果に基づいて、次回の募集までの間に入居が可能となった空室を随時紹介していくものです。

申込者の方は、抽せんの結果に基づき紹介の順番が回ってくるまでお待ちいただくことになります。

申込時点では空室のない住宅も、新たに紹介可能な空室が発生したときに紹介を受けられることがあります。ただし、半年間で期限が切れますので、**半年間紹介がなければ申込は失効**してしまいます。半年間だけ有効な予約のような申込方法になります。

【常時募集】

熊本県が事前に選定した空室について、（毎月月初更新予定）先着順で申込みを受付いたします。

申込者は、申込時点で対象となっている空室の中から選んで申し込むことができます。対象となっている部屋に希望の住宅がある場合は、申込みをすることで抽せんや順番待ちをせずに手続きをすることができます。ただし、希望する住宅に空室がない場合に、申込みの予約をすることはできません。

●熊本県営住宅の空室の一部を下記のとおり常時募集いたします

【受付時間】　平日9時から16時（土、日、祝日、年末年始は受付しておりません）

【受付場所】　熊本市中央区水前寺6丁目5番19号
熊本県営住宅管理センター

【対象となる空室】　熊本県のホームページ　熊本県営住宅　常時募集

（https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/117/113336.html）または熊本県営住宅管理センターの窓口でご確認ください。※お電話でのお問い合わせにはお答えできません。

【申込時にお持ちいただくもの】　本人確認書類（免許証、パスポート等）

【入居可能日】　毎月1日（1月は16日）
※申込日により変わります。概ね申込みから2か月～3か月後になります。

申込みについての注意事項

・申込みは先着順となります。空室状況など電話でお問い合せ下さい。なお、郵送での申込みはできません。
・対象となる空室がなくなった場合は、空室が追加されるまで申込みはできません。
・常時募集に申込みをしている場合は、補充入居待機者募集に申込みできません。すでに補充入居待機者募集に申込みしている場合、常時募集に申込みすると補充入居待機者募集の申込みが失効します。
・補充入居待機者募集と同様の入居資格が必要です。

インターネットから申込みができます。

●インターネットでの申込みについて

熊本県のホームページ上で申込みを受付けできます。

申込みの資格等は本募集案内書の内容と同じですが、申込み受付結果や抽選結果は登録された住所へハガキにてお知らせいたします。

メールの受信設定で熊本県営住宅管理センターのドメイン（@pref-kumamoto.jp）を受信できるようにしてください。

インターネットでの申込みを希望される場合は、以下のとおり検索いただくか、以下のURLまたはQRコードからお申込みください。

熊本県　県営住宅　入居者募集　検索

URL　https://logoform.jp/form/x4b6/1812903

【インターネット申込の内容に関するお問合せ先】

直接住宅課（096-333-2550）にお問合せください。

MEMO

1.申込みから入居まで（待機者募集の場合）

①申込書の記入

◎ 申込みは、**1世帯につき1通**に限ります。
◎ 指定の申込書（40ページ）をご使用ください。
◎ 申込資格や注意事項、入居申込制度などについては、7～12ページをご覧ください。
◎ 記入もれがないようご注意ください。
※必要な事項が記入されていない場合や書類が不足している場合には、受付ができませんので、返送させていただくことがあります。
◎ 電子申請サービス（インターネット）からの申込みは42ページも合わせて確認してください。

②申込書の受付

受付期間及び場所は
表紙もしくは13ページを
ご覧ください

◎ **申込みに必要な書類**

申込書（40ページを使用してください）
住宅調査票（41ページを使用してください）
85円切手×2枚（受付番号通知・抽せん結果通知用）

◎ インターネットにより申込みを行った世帯は切手の送付は必要ありません。
★単身者（7ページ）、低層階等希望、入居者が限定される水源団地（一部住戸）を希望（9～10ページ）、倍率優遇希望（11～12ページ）の場合は、申込書にその旨をご記入ください。
※入居資格事前審査時に所定の証明書類が必要です。
※証明書類等提出できない場合、失格となる事がございますのでご注意ください。
◎ 申込みは原則郵送でお願いします。
※郵送の場合は令和8年12月7日(月)までの郵便局の消印のある「特定記録郵便」でお願いします。
（郵送事故防止のため）
※なお、郵送の場合には、郵便局での受付時間帯により翌日の消印となる場合がありますので、特にご注意ください。
持参の場合、県営住宅管理センター専用ボックスにご投函下さい。平日、午前9時から午後4時まで

③受付番号のお知らせ

◎ 受付番号は、別途ハガキにて申込者全員へ送付します。
※インターネット申込者も、ハガキにてお知らせします。

④公開抽せん会

◎ 抽せん会については、表紙もしくは13ページをご覧ください。
◎ 当センターが選定した立会人に出席してもらい、抽せん会を行います。

⑤抽せん結果（団地別紹介順位）のお知らせ

◎ 団地ごとの紹介順位の発表は、次のように行います。
① 抽せん日から3日以内に管理センターのホームページに掲載
② 抽せん日から10日以内に別途ハガキにて申込者全員へ送付
※ インターネット申込者も、ハガキにてお知らせします。

⑥住宅の紹介

審査対象者に対して、
別途、郵送にてご案内します。

◎ 紹介順位に従い、入居予定者に住戸を紹介します。
◎ 紹介可能住戸の準備状況に応じて、入居許可のおおむね2か月前に審査対象者に毎月一回別途、郵送にてご案内します。
◎ 指定の期日までに内見をしていただき、管理センターに入居届（辞退の場合は辞退届）を提出してください。
◎ 入居届を提出されたときには、入居手続きに必要な書類をお渡しします。
※特別募集住戸（瑕疵物件）を紹介する場合もございます。

⑦入居資格事前審査

◎ 審査は面談で行います。
◎ 指定の期日に審査を受けなかった場合は、入居できない可能性がありますので、都合のつかない場合は、必ず管理センターまでご連絡ください。
◎ 審査に必要な書類を揃えて、指定の期日に管理センターにお越しください。
明らかに入居資格のない場合（世帯収入超過等）や、入居資格が確認できない場合は、この時点で失格となり県営住宅への入居はできません。

⑧入居予定者として登録

◎ **入居資格事前審査に合格されてはじめて入居予定者として正式に登録されます。**
※なお、入居決定時にも最終の資格審査を行います。
※住戸決定の参考資料として紹介可能住戸の「平面図」を用意しています。

⑨入居資格審査

◎ 県で最終の資格審査を行います。この時点で入居資格がないと判断された場合は、入居できません。

⑩入居説明会

◎ 請書等の書類の提出及び敷金（家賃の3か月分相当額）の納入等を行っていただきます。
◎ 手続き完了後、カギ（3本）をお渡しします。

⑪入　　居

◎ 入居許可日（3/1、4/1、5/1、6/1、7/1、8/1予定）から15日以内に入居してください。
◎ 住民票の異動手続きを行ってください。
◎ 駐車場を使用する場合は、別途使用許可申請の手続きが必要です。（35ページ参照）

◎ 入居後、2か月目の家賃から、口座振替でお支払いいただきますので、速やかに最寄りの金融機関で口座振替の手続きを行ってください。

2.申込資格　(基準日:申込受付期間最終日)

一般世帯

入居申込みは次の1から4までのすべてに該当する場合に限ります。

1　現在同居し、または、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者等を含む)がいること。
　※ 婚約者の場合は、6ページの入居資格事前審査までに入籍できることが条件となります。
2　現在住宅に困窮していることが明らかなこと。
　※ 持家を有している場合や、既に公営住宅にお住まいの場合は、原則として申込みできません。
3　入居しようとする家族全員の収入の合計額が申込み収入基準の範囲内にあること。
　(詳細は16～17ページをご覧ください。不明な点はお問い合わせください。)
4　申込者及び同居親族が暴力団員でないこと。

単身者

〈単身で入居できる団地は21～22ページの★又は★★印の団地のみです〉

一般世帯の申込資格の2から4を備え、21～22ページの★★印(3団地)を希望の場合は、以下のいずれかに該当する場合に限ります。

〇単身で申込みできる場合

1　60歳以上の人
2　身体障害者手帳1級から4級までの交付を受け得る程度の障がいがある人
3　精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの交付を受け得る程度の障がいがある人
4　3と同程度の知的障がいがある人
5　生活保護法による被保護者(生活保護受給者)である人
6　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている人
7　戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは表の3の第1款症である人
8　原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人(医療特別手当証書の交付を受けている人)
9　被災市街地復興特別措置法第21条の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を満たすとき
10　DV被害者であり、次の1)、2)、3)、4)のいずれかに該当する人
　1)配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設、母子生活支援施設において保護を受けた後、5年以内である
　2)配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後、5年以内である
　3)婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている
　4)婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者暴力被害申出が受理されている
11　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である人
12　海外からの引き揚げ者で、本邦に引き揚げてきた日から5年を経過していない人
13　福島復興再生特別措置法第40条の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を満たすとき
14　月浦団地(水俣市)に入居を申し込む人

※ 2から13に該当する場合は、資格審査時に証明する手帳や書類をご提出いただきます。
　確認ができない場合は、失格となる場合がありますのでご注意ください。
※ 常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。

※　持家を有している人の入居申込みは、原則以下の場合に限ります。
　●入居資格審査までに原則売買契約等が成立していること。(売買契約書・解体工事請負契約書等の写しを提出頂きます。)
※　既に公営住宅にお住まいの人の入居申込みは、以下のような場合に限ります。
　●2世帯以上(親世帯、子世帯等)で同居しており、公営住宅の名義人でない世帯
　●適正世帯人員数ではない住戸にお住まいの世帯
　　(お住まいの部屋の専用床面積と家族数との関係になりますので、詳細についてはお問い合わせください)
　●重度身体障がい者(車イス常用者)がおり、当該仕様の住宅への住替えを希望する
　●重度身体障がい者(車イス常用者)用住戸に入居しているが、該当者がいなくなった
　●低層階・エレベーター設置棟への入居希望制度の対象者に該当し、低層階・エレベーター設置棟への住替えを希望する(9～10ページ記載の証明書類が必要です)
　●現在お住まいの住宅が遠距離(片道60㎞以上又は、1時間半以上を目安)通勤、通院、介護等を余儀なくされている

【令和8年熊本地震による被災者に対する特例】
八代市、宇城市または氷川町において、①令和8年熊本地震の被害を受け、住宅が滅失した方、または②都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業等の実施に伴い移転が必要となった方については、災害発生日から3年間に限り、公営住宅法第23条第2号の住宅困窮要件を満たす場合、同条第1号の収入要件を満たすものとみなし、入居申込みをすることができます。
詳細は県営住宅管理センターへお問い合わせください。
(対象市町村は令和8年9月29日現在のものであり、今後追加される場合があります。)

3.申込みの注意事項・無効について

申込みの注意事項

①**申込み期間外の受付けは出来ません。ご注意ください。**
　申込みに必要な書類:・申込書・住宅調査票
　　・85円切手×2枚(ハガキ不可)
　　※インターネットにより申込みの場合は切手は不要です。
　　※現住所は部屋番号等、正確に記入して下さい。
②**申込書の記入に際しては、記入例を参考に、記入もれのないようにしてください。**
　※申込者本人が住戸の名義人になります。
③内縁関係等の申込みは、入居資格事前審査時に提出していただく住民票の続柄に「未届の夫」または「未届の妻」の記載が必要です。
④婚約者との申込みは、原則入居資格事前審査までに入籍できる場合に限ります。
⑤同性カップル等の申込みは、入居資格事前審査時に、入居を希望する団地の所在する市区町村が発行するパートナーシップの宣誓を証明する書類などの提出が必要です。
⑥離婚予定の人の申込みは、原則入居資格事前審査までに離婚が成立する場合に限ります。ただし、現在、公営住宅にお住いの人は申込日時点で離婚が成立している必要があります。
⑦入居に際しては、申込書に記載した全員が入居できることが必要です。申込みから入居までの間に申込者及び同居親族に変更があった場合には、入居できません。(出生・死亡・婚姻等の場合を除く)
⑧なお、以下にあてはまる場合は、県営住宅へは入居できません。
　ア　住宅内で営業活動をする場合(申請して許可を受けた場合を除く)
　イ　団地で円満な共同生活を営み得ない場合
　ウ　所得があるにもかかわらず申告していない場合(非課税所得は除く)
　エ　家賃滞納等による訴訟等で公営住宅を明け渡した場合、又は公営住宅明渡請求を受けている場合
　オ　申込者または同居親族が暴力団員である場合

申込みの無効

次のような場合は申込みを無効とします。(県営住宅へは入居できません)
①申込者を代えての二重申込みがあったとき。(申込みは1世帯につき1通に限ります。)
②インターネットと書面での二重申込みがあったとき。
③申込資格(7ページ記載)を有していないとき。
④申込書に必要事項が記載されていないとき。
⑤申込書に不正・虚偽の記載があったとき。
⑥家族を不自然に分離しての申込みをしたとき。
　(例1)夫婦の別居、父母の別居などでの申込み。
　　●単身赴任の夫・妻を除き、別居中の夫・妻を除いての申込み。
　(例2)申込書に記載した家族以外の人から扶養されている者を含む申込み。
　　●親に扶養されている兄弟姉妹のみでの申込み。
　　●祖父母と扶養関係にない孫(親に扶養されている)とでの申込み。
　　などです。
⑦申込者または同居親族が暴力団員と判明したとき。
⑧上記の申込みの注意事項に反するとき。

※申込み後の申込者名・希望団地などの変更は、一切お受け出来ません。
※入居資格審査や入居手続きにおいて、申込みが失格となる場合があります。

4.県営住宅の入居申込制度について

1.団地ごとの申込み

希望団地は 2つまで申込みが出来ます。(1 団地でも結構です。) 2つ記入した場合、どちらか先に紹介順位が到達した時点で、 もう一方の団地の紹介順位は失効します。 ただし、正当な理由で辞退された場合を除きます。 希望する団地が1つの場合は、1団地のみ記入してください。※第一希望などの受付は行っておりませんのでご注意下さい。
※特定の要件に該当する場合は、以下の制度での応募が可能です。

各証明書類は申込時においては不要ですが、住戸紹介案内時の入居資格事前審査時に証明書類が提出ができない場合は入居を認めない場合がありますので、特にご注意ください。

制度名	内　容	対象団地	対 象 者	証明書類	備　考
階段昇降困難な方への低層階(1･2階)･エレベーター設置棟への入居希望制度	身体的に階段昇降が困難な高齢者･障がい者のため、低層階等に空き住戸が生じた場合に優先的に紹介します。 ※右記の証明書類が必要となります。	全団地	①高齢者(60歳以上) 介護保険の要介護1以上で、階段昇降が困難な方がいる世帯	介護保険被保険者証及びケアプランの写し(ケアプランで階段昇降が困難であることが不明確な場合は、ケアマネージャーの理由書または主治医の意見書等)	●希望する場合は申込書の「低層階(1･2階)･エレベーター設置棟入居希望制度を希望する」の欄の"有"に○をしてください。 ●住宅調査票(41ページ)の低層階への希望を参考に紹介します。低層階(1･2階)を希望しない方は必ず03に○をしてください。 ●希望する場合、低層階(1･2階)の住戸のみが紹介の対象となります。エレベーター設置棟を希望の際も対象は、低層階(1･2階)の住戸のみとなります。 ●低層階(1･2階)の住戸を紹介するとき、その他の申込者より優先して紹介を受けることができます。
			②障がい者 下肢障がい者等、階段昇降が困難な人がいる世帯(精神･上肢障がい･聴覚障がい等、階段昇降困難に該当しない場合は、除きます。)	階段昇降が困難であることが分かる身体障害者手帳の写し等	
			③その他 疾患等による階段昇降が困難な人がいる世帯	階段昇降が困難であることが分かる医師の診断書等。資格審査時に提出が必要です。とれない場合はうけられません。(介護保険の要介護1以上であれば、ケアマネージャーの意見書で可)	

◆入居者限定団地(住戸)　※以下の入居者限定の団地(住戸)への応募には、特定の要件が必要です。

住宅の種類	内　容	対象団地	対 象 者	証明書類	備　考
UD(ユニバーサルデザイン)住宅	UD(ユニバーサルデザイン)モデル住宅として整備されている特性と高齢者･障がい者の街中居住の観点から、応募者を限定します。なお、申込者本人は高齢者または重度の身体障がい者とします。	古庭坊	①夫婦世帯のうち、いずれか一方が60歳以上である世帯 ②入居申込者が60歳以上で、かつ、同居者(配偶者を除く)のいずれもが60歳以上または18歳未満である世帯	年齢の確認ができるもの (運転免許証、健康保険証の写し等)	●古庭坊団地の重度身体障がい者(車イス常用)世帯向け住戸は7戸のみです。空き住戸となったときに紹介することとなります。
			③60歳以上の人を介護するために家族が同居する世帯	介護保険被保険者証及びケアプランの写し (ケアプランで必要性が不明確な場合は、ケアマネージャーの理由書または主治医の意見書等)	
			④重度の身体障がい者(身体障害者手帳1級または2級に該当する方)を申込者本人とする世帯	身体障害者手帳の写し	
高齢者向け住戸(シルバーハウジング)	高齢者が自立して快適に過ごすための設備(手すりなど)を備えた住宅です。	水　源 (20戸)	60歳以上の単身世帯、60歳以上のみの世帯、またはいずれか一方が60歳以上の夫婦世帯	年齢の確認ができるもの (運転免許証、健康保険証の写し等)	●常時の介護を必要とする方は、事前に相談してください。 ●水源団地30戸のうち、20戸がシルバーハウジングです。
子育て世帯向け住戸	子育てに適した環境にあり、入居者を限定することで団地内の適正なコミュニティーバランスを確保します。	山の上 (4階以上の3LDKに限る)	18歳未満の子と同居している世帯	住民票 (続柄記載あり、本籍･個人番号(マイナンバー)非記載のもの)	● 2DKについては、単身を除くいずれの世帯も申込み可能です。
	熊本県が子育て世帯向けに改修した住戸の優先紹介をうけることが出来ます。	竜蛇平･東本町 (改修工事住戸に限る)	小学校就学の始期に達するまでの子を扶養し、同居している世帯		●対象住戸以外については、単身を含むいずれの世帯も申込み可能です。
車いす常用者向け住戸	車いすを常用している人がいる世帯向け住戸です。	19団地(103戸) ※22ページ表の特定目的住宅戸数欄の「身(重)」を参照ください。	身体障がい1級または2級の身体障がい者で車イスを常用している人がいる世帯 ※大江団地、泉ヶ丘団地については、身体障がいの等級を問わず申込み可能です。	身体障害者手帳の写し ※入居資格事前審査時に車イスを常用している(または、常用する)ことを証明する書類が必要です。	● 車いすを常用する重度の身体障がい者のために特別に設計された住宅です。住戸へのアプローチがスロープになっていたり、車いすに乗降する際の負担軽減を図るため、住戸内の一部(和室)が40～50センチメートル程度高くなっている住戸もあります。※詳細はお問い合わせください。 ●空き住戸に関してはお問い合わせください。

2.ペット共生住宅試行

住宅の種類	内　容	対象団地	対 象 者	提出書類	備　考
ペット共生住宅	小山田団地の10棟、16棟、17棟で、ペットとの共生を可能とする住戸です。	小山田 (24戸)	犬、又は猫いずれか1匹を飼育する又は飼育したい世帯	●狂犬病予防法に定める鑑札の写し ●狂犬病予防注射済証又は注射済票の写し ●マイクロチップ注入時のID番号を証する書面の写し ●各種感染症予防接種を受けている書面の写し ●犬又は猫が生殖を不能にする手術その他の措置を終えている場合は、それを証する書面又はその写し ●その他、県が求める証明書など	●飼育可能はペットは、原則1匹で、概ね10kg以下の犬又は猫です。 ●ペットの飼育は、「熊本県営住宅におけるペット飼育取扱要綱」及び「自治会等のルール」を遵守し、手続きを行い、県から承認された方のみが可能となります。

3.低倍率住戸の申込み (団地を問わず申込がない住宅又は待機者が無くなった住戸の紹介を受けられる制度)

団地を問わず、空き住戸への入居を希望する人のための制度です。※団地ごとの申込みと併せて申込みが可能です。
(1) 対象住戸　待機者がいなくなった団地の住戸
(2) 選考方法　団地ごとの募集とは別に受付番号をとり、抽せんを行い、抽せん番号順に住戸を紹介します。

期間内に希望した団地の紹介が出来ない場合等に団地を問わず、空き住戸の紹介を受けられる制度です。

※3ページの常時募集では抽せんを行わず先着順での申込みを受付しています。低倍率を希望される方は常時募集の申込みもご検討ください。

5.倍率優遇について

次のいずれかに該当し、申込書の"倍率優遇希望"の欄の該当するものに〇をして申し込んだ場合のみ、受付番号を2つ差し上げます。

※ 年齢は全て受付最終日時点での満年齢です。
※ 複数該当しても受付番号は2つのみです。
※ **証明書類は申込時においては不要です。**
※ **住戸紹介時に行う入居資格審査においてご提出いただきます。**
証明書類の提出ができない場合は倍率優遇を認めない可能性がありますのでご注意ください。

障がい者世帯

P7の一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え(単身は2から4を備え)、かつ、次のいずれかに該当する世帯。

ただし、単身者の場合は、単身での入居資格(7ページ)もあわせて必要です。

①身体障害者手帳の交付を受け得る程度の障がいの人がいる世帯

②精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受け得る程度の障がいの人がいる世帯

③戦傷病者でその障がいの程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または表の3の第1款症である人がいる世帯

※ 証明書類

・各種手帳の写し(障がいの部位・等級が記載されているもの)または市町村等の福祉主管部局等による証明書

④難病患者等(障害者総合支援法施行令第1条に定める疾病患者)として、障害福祉サービス等(障害福祉サービス、地域相談支援、補装具、その他の地域生活支援事業)を受給している人がいる世帯

※ 証明書類

㋐熊本市在住で「障害福祉サービス」または「地域相談支援」を受給している場合は、「障害福祉サービス受給者証」または「地域相談支援受給者証」の写し

㋑その他の場合は、障害福祉サービス等の受給に係る市町村等の福祉主管部局等の証明書

◇重度身体障がい者向住宅(車椅子常用世帯向)について
車椅子仕様の設備を備えた住宅を、計103戸設置しています。

高齢者世帯

P7の一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え(単身は2から4を備え)かつ、次に該当する世帯。

①60歳以上の単身世帯、60歳以上の人で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満である世帯、またはいずれか一方が60歳以上である夫婦世帯

※ 証明書類

・生年月日が確認できるもの(運転免許証、健康保険証の写し等)

②60歳以上の人を介護するために家族が同居する世帯

※ 証明書類

・介護保険被保険者証及びケアプランの写し(但し、ケアプランで同居の必要性が不明確な場合は、入居資格審査時にケアマネージャーの理由書、主治医の意見書等を提出していただく場合があります。提出ができない場合は倍率優遇の抽選順位が無くなり、入居のご案内を取り消す場合があります。)

◇シルバーハウジング(高齢者向け世話付住宅)について
以下の仕様を備えた住宅を水源団地に20戸設置しています。

1 高齢者の生活指導、相談、緊急対応等を行う生活援助員(LSA)を配置しています。
2 急病などの緊急時に備えた緊急通報システムを設けています。
3 高齢者に対する安全性や使いやすさを考慮した設備(浴槽、手すり等)となっています。

ひとり親世帯(母子・父子)

P7の一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え、かつ、次に該当する世帯。

●配偶者のいない人であって、本人とその子のみからなる世帯で、現に子(同居しようとする20歳未満)を扶養し、かつ同居している世帯

※ 証明書類(①、②両方)

①児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療費受給資格者証、源泉徴収票(寡婦・ひとり親の証明ができるもの)、確定申告書(寡婦・ひとり親の証明ができるもの)の写し、または戸籍謄本のいずれか

②住民票(続柄記載あり、本籍・個人番号(マイナンバー)非記載のもの)
※健康保険証は不可(ひとり親の確認ができないため)

子育て世帯

P7の一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え、かつ、次に該当する世帯。

●18歳未満の子と同居している世帯

※ 証明書類

・住民票(続柄記載あり、本籍・個人番号(マイナンバー)非記載のもの)

DV被害者世帯

P7の一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え(単身の方は2から4を備え)かつ、次に該当する世帯。

● DV被害者であり、次の1)、2)、3)、4)のいずれかに該当する人
1)配偶者暴力相談支援センターまたは女性自立支援施設、母子生活支援施設において保護を受けた後、5年以内である
2)配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後、5年以内である
3)女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている
4)女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者暴力被害申出が受理されている

※ 証明書類(①、②、③のいずれか)

①女性相談支援センター、女性自立支援施設または母子生活支援施設の発行する証明書(配偶者からの暴力に基づき、一時保護又は入所をしている(していた)ことの証明)
②裁判所からの保護命令書の写し
③女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体から発行する「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」

犯罪被害者世帯

P7の一般世帯の申込資格の1から4のすべてを備え、かつ、次に該当する世帯。

●犯罪により収入が減少し、生計を維持することが困難となったこと、または従前の住宅に居住することが困難となったことが証明できる世帯

※ 証明書類

・被害申告をした警察署が発行する証明書

※ハンセン病療養所入所者等の入居について
必要に応じ優遇措置をとることがあります。

※公募外入居について
災害や解雇、公共事業等による立ち退きなどにより、緊急に県営住宅に入居する必要が認められる人については、公募による申込者より優先して県営住宅に入居させることがあります。

6.募集受付・資格審査・入居等について

(1)受付期間・場所

● 郵送でお願いします。
令和8年12月7日(月)までの郵便局の消印のあるもので、特定記録郵便でお願いします。

【提出先】
〒862-0950　熊本市中央区水前寺6-5-19　熊本県営住宅管理センター宛

● **熊本県営住宅管理センターへ持参の場合は専用ボックスにご投函ください。**
※窓口対面でのお申込み受付は行いません。
専用ボックス設置：令和8年11月27日(金)から令和8年12月7日(月)まで
(平日午前9時から午後4時)

● **インターネットによる申込期間：令和8年11月27日(金)から令和8年12月7日(月)まで**

ご 注 意

① 申込みは1世帯1通に限ります。
② 受付した書類は、返却いたしません。
③ 本書「県営住宅入居者募集案内書」をよくご覧のうえ、入居資格のある方のみ申込みください。
紹介順位が決定しても、入居資格審査により失格となることがあります。

(2)紹介順位の決定

抽せんにより、紹介順位を決定します。紹介順位を決める抽せん会は、下記のとおりです。
なお、抽せん結果の有効期限は次回の抽せん日の前日となります。

1　抽せん場所および日時
抽選は、当センターより申込者の中から複数名程、立会人を選定させていただきます。センターよりご連絡をいたしますので立会いのご協力をお願いします。　※場所・日時は立会人にのみお知らせします。

2　抽せん会への出席について
抽せん会は、当センターが選定した立会人のみ出席して行います。

3　抽せん結果の通知
郵便ハガキにより、団地ごとに付けた順位を抽せん日から10日以内に通知します。
※ 抽選日から3日以内に管理センターのホームページにも掲載します。
※ 抽せん結果の電話によるお問い合わせは受け付けておりません。
※ インターネット申込者も、ハガキにてお知らせします。

※ 申し込んだ後辞退する場合は、必ず書面で辞退届を提出してください。ハガキでも構いません。

(3)入居資格事前審査に必要な書類

6ページの入居資格事前審査のご案内を受けたときに必要となります。
提出すべき書類が不足する場合は失格になり受け付けられませんので、十分ご注意ください。
なお、受付した書類は、返却いたしません。

1 最新年度の住民税課税台帳記載事項証明書(通常、所得課税証明書といい、市町村役場で発行)
入居しようとする家族のうち16歳以上の人(学生および所得が0の方を含む)のものを各1通
2 住民票(交付日から3か月以内の世帯全員記載分)…1通
※ **続柄記載あり、本籍・個人番号(マイナンバー)非記載のもの**
※ 外国人の場合は、在留資格・在留期間などが記載のもの
3 資産証明書(市町村役場で発行)
入居しようとする家族のうち18歳以上の人(学生の方を含む)のものを各1通
※資産証明書に家屋等の居住用資産が記載されているときは、その資産を所有していない事実が記載されている登記事項証明書も必要です。
4 提出書類等についての誓約書
5 単身の場合は「単身入居の入居者資格認定のための申立書」が必要です。
6 その他
※必要に応じて次の書類を追加で提出していただくことがあります。
源泉徴収票、確定申告書の写し、年金支払通知書、障害者手帳の写し、離職票の写し、個人事業の開業・廃業等届出の写し、給与明細書、収支明細書、医師の診断書など
単身者(7ページ)、低層階等希望、入居者が限定される団地(住戸)を希望(9～10ページ)、倍率優遇希望(11～12ページ)の場合は、所定の添付書類が必要です。

(4)実態調査

提出書類を確認するため、勤務先および関係機関に対し実態調査を行うことがあります。

(5)入居予定者

入居資格事前審査が完了して、はじめて入居予定者となります。
※入居手続きの説明をした場合でも、最終の資格審査で入居資格がないと判断されたときは、入居できません。

(6)入居手続き等

入居資格審査が完了したあと、入居するまでに必要な手続き等は次のとおりです。
・制度改正により、一部必要書類が変更になる場合があります。

1. 県営住宅の入居の請書の提出
2. 緊急連絡先となる方の本人確認ができる証明書の写し
3. 県営住宅敷金の納入
保証金の納入(※駐車場を使用される場合)
4. ペット飼育禁止の誓約書の提出

入居後の諸注意

◎入居後は、入居申込みを行った全員の住民票を直ちに入居した団地に異動してください。

◎県営住宅は賃貸形式の住宅団地であり、中層または高層の共同住宅等に多くのご家族が生活されています。皆さんに気持ちよく生活していただくため、次の**禁止事項**について厳守してください。

〇犬、猫、鳩、にわとり、オウム等、住宅に傷をつけたり、他人の迷惑になるおそれのある動物の飼育禁止
ただし、身体障がい者補助犬は除きます(事前に申請が必要です。)。

〇住宅の用途以外の使用又は騒音等、他人に迷惑をかける行為等の禁止

◎駐車場について
団地によっては駐車場が整備されておらず、駐車場がある団地でも全戸数分の駐車場があるとは限りません(21～22ページ参照)。なお、駐車ができる場合でも原則一戸一台となっています。

◎浴槽・風呂釜について
団地によっては浴槽・風呂釜のない団地があり、入居者持込みとなります。

◎家賃について
〇家賃を滞納されると、明渡し請求等の法的措置の対象となる場合がありますので、家賃は期日までに必ずお支払いください。
〇家賃の額は毎年の収入申告に応じた額になります。病気にかかっているなど特別の事情がある場合には、家賃の減免措置がありますので、個別にご相談ください。

◎共益費について
団地内の外灯・給排水施設・集会所などの電気料・水道料や団地内清掃費などは、団地の入居者全員で負担・支払をしていただくことになります。

◎収入申告について
県営住宅では毎年収入申告書の提出が必要となります。提出されない場合や、住民票が団地に異動していないことにより収入申告書を受付できないときは、最高額の家賃となりますので御注意ください。

◎収入超過者について
県営住宅に3年以上入居し、認定された月収額が政令で定める基準(18ページ参照)を超える場合は、県営住宅を明け渡していただく努力義務が課せられます。

◎高額所得者について
県営住宅に5年以上入居し、認定された月収額が2年続けて政令で定める基準(313,000円)を超える場合は、県営住宅を明け渡さなければなりません。

◎暴力団排除について
〇同居承認
新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は、同居は認められません。
〇入居承継(名義変更)
名義人の死亡・転出等により入居承継(名義変更)をしようとする者が暴力団員である場合は、入居承継(名義変更)は認められません。
〇明渡し請求
入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合には、住宅を明け渡さなければなりません。

◎退去について
住宅を退去する時は、県営住宅明渡届の提出が必要です。荷物の搬出後に明渡し検査(立ち合い)を行い、必要な工事を完了させ、鍵の返却明渡しまで家賃が発生します。尚、ペット共生住宅は修繕費が高額となる事もございますので十分注意してください。

県営住宅は、入居者個人のものではなく、県が国の支援を得て建設した県民の皆様の大切な公共財産です。そのため入居の許可を受けた名義人が死亡、又は離婚等により転出した場合、承継等の手続きが必要となります。熊本県営住宅管理センターへお問合せ下さい。また、名義人が入居中であれば、名義を同居の親族に変更することはできません。

7.収入基準の判定方法

入居しようとする世帯の政令月収額が、公営住宅法および熊本県営住宅条例に定める収入基準の範囲内(18ページ参照)にあることが県営住宅入居申込みをするための資格として必要です。
入居しようとする家族全員の政令月収額は、おおむね次のように計算します。

計算手順	注意事項
①入居しようとする家族全員の過去１年間の**所得**を合算する。	〇パート・アルバイト・年金等の**所得**も全て合算します。 〇年の途中で転職等をした場合は、前の職による所得は除き、**現在の職での収入**を**年間収入**に再計算し直してから所得を算出します。(再計算の方法は別記「収入や所得の特殊な計算方法」を参照してください。)
②①の額から所得控除額を差し引く。	〇控除を受ける場合は、資格審査の際に添付書類の提出が必要となります。(所得控除額については19ページを参照してください。)
③②で求めた額を12で割る。 **→政令月収額**	〇1円未満は切り捨てます。

※　**年間収入とは？**→前年の給料・賃金・賞与・報酬及び時間外手当などの合計額で、所得税や社会保険料などを差し引く前の額のことをいいます。ただし、通勤手当などの非課税部分は除きます。

※「**収入**」と「**所得**」**の違いは？**→給与所得者については、年間収入から給与所得控除額を控除したものが給与所得となります。給与所得控除額は、所得税法で定められており、年間収入の額に応じて変動します。
　また、自営業の方は、総収入から必要経費を控除した残額が事業所得となります。
(必要経費は、所得税法で定められたものに限られます。)
※収入基準の判定について計算方法など、詳しくおたずねになりたいときはご連絡ください。

収入や所得の特殊な計算方法

ア　**中途就職者**(令和7年1月2日以降に就職または転職)の年間収入計算方法
…前職の所得は除き、現在勤務している職場からの収入で次のとおり計算します。
ここで算出された「年間収入額」をもとに、17ページの「◆年間収入額から所得金額を計算する方法」で所得金額を計算します。

$$\text{年間収入額} = \frac{\text{収入金額} - \text{支払済賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{支払済賞与}$$

イ　**事業開始者**(令和7年1月2日以降に事業または営業を開始)の年間所得計算方法
…前職の所得は除き、現在営んでいる事業等での収入で次のとおり計算します。

$$\text{年間所得額} = \frac{\text{総収入額} - \text{必要経費}}{\text{事業等を営んだ月数}} \times 12$$

※上記ア、イはいずれも**1か月未満の収入および月数は除いて**計算します。

◆令和８・９年 給与所得計算表

年間収入金額	所得金額	
741,000 円未満	0 円	
741,000 円以上 2,191,000 円未満	年間の給与収入金額－ 740,000 円	
2,191,000 円以上 2,193,000 円未満	1,451,000 円	
2,193,000 円以上 2,196,000 円未満	1,453,000 円	
2,196,000 円以上 2,200,000 円未満	1,456,000 円	
2,200,000 円以上 3,600,000 円未満	年間総収入額を 4000 で割りその答えの１円未満を切り捨てた後に 4000 で掛戻し、出た額を右の（a）にあてはめてください	（a）× 0.7 － 80,000 円
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満		（a）× 0.8 － 440,000 円

※なお、給与・年金両方の収入のある方は、別途100,000円を上限として、給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した残額が、所得金額調整控除として上表の計算による金額なら控除されます。

◆年金受給者の年間所得金額の計算方法（遺族・障害・母子年金などの非課税年金は含みません）

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算
65 歳以上	110 万円以下	0 円
	110 万円超　330 万円未満	（年金の総収入額）－ 110 万円
	330 万円以上　410 万円未満	（年金の総収入額）× 0.75 － 27 万 5 千円
	410 万円以上　770 万円未満	（年金の総収入額）× 0.85 － 68 万 5 千円
65 歳未満	60 万円以下	0 円
	60 万円超　130 万円未満	（年金の総収入額）－ 60 万円
	130 万円以上　410 万円未満	（年金の総収入額）× 0.75 － 27 万 5 千円
	410 万円以上　770 万円未満	（年金の総収入額）× 0.85 － 68 万 5 千円

※給与・年金両方の収入のある方は、その年中の給与所得控除額と公的年金等控除額との合計額が 280 万円を超える場合には、上記計算方法と異なる計算となります。

一般階層と裁量階層

○ 県営住宅への入居申込みにあたっては、公営住宅法に規定する収入の基準を超えないことが申込資格となっています。
収入の基準については、申込みをされる世帯の年齢構成や健康状況等により、「一般階層」と「裁量階層」に分かれます。
－般階層と裁量階層の定義については次のとおりです。

一般階層

下記の裁量階層の要件のいずれにも該当しない世帯が一般階層です。

裁量階層

次の1～3のいずれかに該当する世帯は、裁量階層です。

1 入居名義人または同居者に次のいずれかに該当する人がいる場合

ア. 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障がいの程度がある。
イ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級または2級の障がいの程度がある。
ウ. 知的障がい(イと同程度)がある。
エ. 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは同法別表第1号表の3の第1款症に該当する。
オ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている。
カ. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない。
キ. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。

2 入居名義人が60歳以上の人で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の人または18歳未満の人である場合

3 同居者に小学校就学の始期に達するまでの人がいる場合

政令月収額が次の額(政令で定める基準)以下の人は、県営住宅入居への申込資格があります。

一般階層	158,000円
裁量階層	214,000円

※ただし、川鶴団地、本山団地、二本木団地、サンシャイン水前寺、山の上団地については、政令月収額が114,000円以下（裁量階層は139,000円以下）でなければ入居の申込資格がありません。

8.世帯の政令月収額の計算方法

所得額については、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や収支明細書の差引純益の「総合計」などを参照してください。

※前年1月2日以降に就職、転職などされた方は、16～17ページをご覧いただき、所得額を計算してください。

入居しようとする家族全員の所得合計額		（A）　円
所得控除額	基礎控除振替額　（　　）円×　人＝ (1)給与所得を有する入居者又は同居者 (2)公的年金等に係る雑所得を有する入居者又は同居者 ※1人につき10万円(その者の所得金額が10万円未満である場合には、当該合計額)	円
	同居親族　380,000円×　人＝	円
	別居扶養親族　380,000円×　人＝	円
	老人控除対象配偶者　100,000円×　人＝	円
	老人扶養親族(70歳以上の扶養親族)　100,000円×　人＝	円
	扶養親族(16歳以上23歳未満)　250,000円×　人＝	円
	障がい者　270,000円×　人＝ (1)身体障害者手帳の3級～6級に該当するとき (2)精神障害者保健福祉手帳の2級または3級に該当するとき (3)療育手帳のB1またはB2に該当するとき (4)戦傷病者手帳の特別項症から第3項症以外に該当するとき	円
	特別障がい者　400,000円×　人＝ (1)身体障害者手帳の1級または2級に該当するとき (2)精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき (3)療育手帳のA1またはA2に該当するとき (4)戦傷病者手帳の特別項症から第3項症に該当するとき	円
	寡婦　（　　）円×　人＝ (所得金額が27万円未満の場合はその所得金額、27万円以上の場合は27万円)	円
	ひとり親　（　　）円×　人＝ (所得金額が35万円未満の場合はその所得金額、35万円以上の場合は35万円)	円
所得控除額計		（B）　円
（A）－（B）		（C）　円
（C）÷12		（D）　円

あなたの政令月収額は‥‥（D）　円

一般階層の収入基準	158,000円以下
裁量階層（18ページ）の収入基準	214,000円以下

※川鶴団地、本山団地、二本木団地、サンシャイン水前寺、山の上団地の収入基準は、一般階層は114,000円以下、裁量階層は139,000円以下です。

政令月収算出例　（年齢は、入居可能日時点です。）

例1　家族4人（本人30歳、妻28歳、子8歳、子6歳）の場合　※本人が、身体障がい者3級

○入居しようとする家族全員の所得合計額（A）

本人の年間所得 …… 2,375,200円
妻の年間所得 …… 550,000円
合計所得金額 …… 2,925,200円 (A)

○控除額（B）

基礎控除振替額×2人（本人、妻）＝100,000円×2＝200,000円
同居親族×3人（妻、子2人）＝ 380,000円×3＝1,140,000円
障がい者×1人（本人）＝ 270,000円×1＝ 270,000円
合計控除額 …… 1,610,000円 (B)

○政令月収額

（A－B）÷12＝（2,925,200円－1,610,000円）÷12
＝ 109,600円

※入居資格があります。

例2　家族2人（本人32歳、子10歳のひとり親世帯）の場合　※ひとり親控除あり

○入居しようとする家族全員の所得合計額（A）

本人の年間所得 …… 1,200,400円
合計所得金額 …… 1,200,400円 (A)

○控除額（B）

基礎控除振替額×1人（本人）＝100,000円×1＝100,000円
同居親族×1人（子1人）＝ 380,000円×1＝ 380,000円
ひとり親×1人（本人）＝350,000円×1＝350,000円
合計控除額 …… 830,000円 (B)

○政令月収額

（A－B）÷12＝（1,200,400円－830,000円）÷12
≒ 30,866円
※1円未満切捨て

※入居資格があります。

例3　家族4人（本人65歳、夫66歳、子A24歳、子B18歳）の場合　※子B、別居している本人の母75歳を扶養

○入居しようとする家族全員の所得合計額（A）

本人の年間所得 …… 1,102,400円
夫の年間所得 …… 450,000円
子Aの年間所得 …… 1,424,400円
子Bの年間所得 …… 0円
合計所得金額 …… 2,976,800円 (A)

○控除額（B）

基礎控除振替額×3人（本人、夫、子A）＝100,000円×3＝300,000円
同居親族×3人（夫、子2人）＝ 380,000円×3＝1,140,000円
別居扶養親族×1人（本人の母）＝ 380,000円×1＝ 380,000円
老人扶養親族×1人（本人の母）＝ 100,000円×1＝ 100,000円
扶養親族
（16歳以上23歳未満）＝ 250,000円×1人＝ 250,000円
合計控除額 …… 2,170,000円 (B)

○政令月収額

（A－B）÷12＝（2,976,800円－2,170,000円）÷12
≒ 67,233円
※1円未満切捨て

※入居資格があります。

例4　家族2人（本人25歳、妻24歳）の場合

○入居しようとする家族全員の所得合計額（A）

本人の年間所得 …… 1,628,800円
妻の年間所得 …… 1,051,200円
合計所得金額 …… 2,680,000円 (A)

○控除額（B）

基礎控除振替額×2人（本人、妻）＝100,000円×2＝200,000円
同居親族×1人（妻）＝ 380,000円×1＝ 380,000円
合計控除額 …… 580,000円 (B)

○政令月収額

（A－B）÷12＝（2,680,000円－580,000円）÷12
＝ 175,000円

※この場合、政令月収額が収入基準の158,000円を超えているため、入居資格はありません。

県営住宅一覧

★又は★★印の34団地は単身入居可能住宅。但し★★印の3団地は7ページの単身者特定の申込み資格要件に該当する方のみ単身でのお申し込みができます。

※特定目的住宅
○身(重)…重度身体障がい者(車イス常用)世帯向住戸
※大江団地、泉ヶ丘団地については、身体障がいの等級を問わず申込み可能です。

○シルバー・・・シルバーハウジング(高齢者向け世話付住宅)
入居対象者は9ページ(水源団地欄)、住宅の仕様については11ページ(高齢者世帯の方欄)をご欄ください。

※駐車場の有無
○…全戸数分あり(1戸に1台)
△…駐車場はあるが、全戸数分に満たない
×…なし

	団地名(★印：単身入居可)		間取り	築年数	住所	バス停	構造	管理戸数	身(重)	シルバー	風呂釜	学校区 小学校	学校区 中学校	エレベータ	駐車場の有無	令和7年度後期 申込数	令和7年度後期 入居数	団地名
熊本市中央区	★	大江	2K・3K	S47	熊本市中央区新大江1丁目4番2他	熊高裏	中耐3、4	118	※6(単身可)		○	大江	白川		△	8	0	大江
		九品寺	2DK～3LDK	H18	〃 中央区九品寺3丁目16番1	建設会館前	高耐6	48	2		○	白川	白川	○	△	24	0	九品寺
		古庭坊	2DK・3LDK	H15	〃 中央区大江4丁目9番1	熊本整形外科病院前	高耐11	72	7		○	大江	白川	○	△	10	0	古庭坊
		託麻原	2DK・3LDK	H10	〃 中央区新大江2丁目24番8他	新大江二丁目	中耐3	24			○	託麻原	帯山		△	3	0	託麻原
		渡瀬第1	3DK	H10	〃 中央区水前寺4丁目7番13号	渡瀬	中耐3	24	2		○	託麻原	帯山	○	○	4	0	渡瀬第1
	★	渡瀬第2	3DK	S51～S53	〃 中央区帯山1丁目3番他	渡瀬	中耐5	100			○	託麻原	帯山		△	3	0	渡瀬第2
	★	竜蛇平	2LDK・3LDK	H4～5	〃 中央区帯山3丁目1番	京塚	低耐3 中耐5	88			○	帯山	帯山		△	0	0	竜蛇平
	★	帯山第2	3DK	S61～62	〃 中央区帯山1丁目39番	東水前寺	中耐3、4	102	4		○	帯山西	帯山		△	0	0	帯山第2
	★	帯山A	2DK・3DK	H3	〃 中央区帯山1丁目23番	上保田窪	中耐5	52			○	帯山西	帯山		△	4	0	帯山A
	★	保田窪第1	2DK・3DK	H1・3	〃 中央区帯山1丁目28番	上保田窪	中耐5	110	2		○	帯山西	帯山	○	△	7	1	保田窪第1
	★	保田窪第2	2DK・3DK	S63～H2	〃 中央区帯山5丁目2番	帯山団地前	中耐3、4	154			○	帯山	帯山		△	7	4	保田窪第2
	★	堀の内	2LDK～4LDK	H6・7・9・11	〃 中央区国府2丁目2番	水前寺駅通り	中耐4、5	310	12		○	出水	出水	○(1・2号棟兼用)	△	8	3	堀の内
	★	八王寺	3DK	S52～53	〃 中央区八王寺町24番他	八王寺団地前	低耐2 中耐5	410	5		○	春竹	江原		△	10	3	八王寺
	★	萩原	3DK	S54	〃 中央区萩原町9番57他	萩原	中耐5	130	4		○	春竹	江原		△	1	1	萩原
	★	新渡鹿	2LDK・3DK	H4	〃 中央区渡鹿3丁目15番1	渡鹿七丁目	高耐11	80	2		○	託麻原	帯山	○	△	17	6	新渡鹿
	★★	川鶴	3K	S48	〃 中央区大江1丁目35番	江南病院前	中耐5	80			×	大江	白川		△	1	0	川鶴
	★★	本山	1K・2DK	S51	〃 中央区本山1丁目1番	迎町	中耐5	30			×	向山	江南			3	0	本山
		サンシャイン水前寺	3DK	S60	〃 中央区出水1丁目6-8	水前寺公園前	高耐8	28			○	出水	出水	○		2	0	サンシャイン水前寺
		山の上	2DK・3LDK	H23	〃 中央区大江2丁目2番20	大江二丁目	高耐10	84			○	大江	白川	○	○	23	0	山の上
熊本市東区	★★	水源	2K・2DK	H3	〃 東区水源1丁目24番	水源町	中耐3	30		20	○	泉ヶ丘	湖東	○	△	22	3	水源
	★	泉ヶ丘	2K・3K	S48～49	〃 東区水源1丁目19番他	水源町	低耐2 中耐4	122	※17		○	泉ヶ丘	湖東		△	5	1	泉ヶ丘
	★	江津湖	2K・3K	S42～46	〃 東区江津2丁目10番他	江津県営アパート前	中耐4	520			○	画図	出水南		△	6	4	江津湖
	★	東町	2K・3K	S43～47	〃 東区東町3丁目6番	東町団地	中耐4	832			○	東町	東町		○	6	2	東町
	★	鉄砲塚	3DK	S53	〃 東区月出3丁目1他	県立大通り	中耐5	100			○	月出	※錦ヶ丘・西原	○	△	5	3	鉄砲塚
	★	西戸島	3DK	S54～55	〃 東区戸島西1丁目16番他	西戸島	中耐5	360			○	長嶺	長嶺		△	4	2	西戸島
	★	八反田	3DK	S56～57	〃 東区長嶺東1丁目8番	長嶺四ツ角	中耐5	220	4		○	託麻南	長嶺		△	6	5	八反田
	★	東本町	3DK・3LDK	S60～63	〃 東区東本町21番	東本町	高耐9 中耐5	542			○	桜木	桜木	1・2号棟のみ	△	15	7	東本町
	★	新東町	2DK・3DK	S63～H1	〃 東区東町4丁目13番	東町中学校入口	高耐10 中耐3～5	150	4		○	健軍東	東町	6号棟のみ	○	19	2	新東町
		健軍	2DK・3LDK	H16	〃 東区栄町2番15号	健軍本通り	中耐9	50			○	泉ヶ丘	東野	○	△	16	0	健軍
熊本市西区	★	小山田(新)	2LDK・3LDK	H5～6	〃 西区島崎6丁目12番他	慈恵病院前	中耐3～5	154			○	城西	西山	18・19号棟兼用	○	3	0	小山田(新)
	★	小山田(旧)	3DK	S49	〃 西区島崎6丁目10番	慈恵病院前	中耐3	48			○	城西	西山		○	0	0	小山田(旧)
		石神原	2LDK・3LDK	H12	〃 西区島崎3丁目24番15	城西校前	中耐3	18	2		○	城西	西山	○	○	2	1	石神原
	★	八島(新)	3DK～4LDK	S56～58	〃 西区八島2丁目8番他	田崎市場前	中耐5	386	4		○	白坪	花陵		△	18	5	八島(新)
	★	八島(旧)	2K・3K	S37～42	〃 西区田崎3丁目7番他	田崎市場前	中耐4	336			○	白坪	花陵		△	4	3	八島(旧)
	★	田崎	3DK・3LDK	S55～56	〃 西区田崎2丁目3番	田崎	中耐5	250	6		○	白坪	花陵		△	4	0	田崎
	★	上熊本	3DK	S58～61	〃 西区上熊本3丁目15番他	県営団地入口	中耐3～5	340	10		○	池田	井芹		△	13	8	上熊本
		二本木	3DK	S54	〃 西区二本木4丁目1番12他	二本木町	中耐3、5	42			×	古町	花陵			0	0	二本木
熊本市北区	★	北津留	2LDK・3LDK	H6・8	〃 北区清水万石4丁目8番	北津留	中耐5	156	8		○	清水	竜南	○	○	5	1	北津留
	★	富の尾	3LDK	H7～8	〃 北区池田3丁目56番他	富尾団地	中耐3、4	136	2		○	高平台	京陵	1・2号棟兼用のみ	○	5	1	富の尾
熊本市外	★	武蔵ヶ丘	2DK～3LDK	S47～52	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘 3 丁目	武蔵ヶ丘	中耐4、5	1298			○	※武蔵ヶ丘 武蔵ヶ丘北	武蔵ヶ丘		△	14	6	武蔵ヶ丘
	★	八幡台	3K・3DK	S50～52	荒尾市八幡台4丁目6番他	八幡台三丁目	中耐4、5	132			○	八幡	荒尾第4		△	0	0	八幡台
	★	須屋	3DK	S56～57	合志市須屋574-1	須屋小屋	低耐2 中耐5	130			○	西合志南	西合志南		△	6	2	須屋
	★	月浦	2DK～3LDK	H12・21	水俣市月浦250番18他	月浦団地前	中耐3	50			○	袋	袋	4号棟のみ	○	1	0	月浦

※浴槽・風呂釜は、○以外は入居者持込となります(一部設置済みの住戸もあります。)。
※古庭坊団地、水源団地(シルバーハウジング)、山の上団地(3LDK)、竜蛇平・東本町(子育て世帯向け改修住戸)は申込み資格を限定します(詳しくは9～10ページをご覧ください)。

※新渡鹿団地のエレベーター停止階は、1、2、4、6と7の間、8と9の間、10階です。※堀の内団地1、2、3棟のエレベーター停止階は、1、3、5階です。
※学校区については、詳しくは各教育委員会等にお尋ねください。※武蔵ヶ丘団地の小学校区は、1～5町内(1棟～41棟)が武蔵ヶ丘小学校、6町内(42棟～49棟)が武蔵ヶ丘北小学校です。(P41)の住宅調査票 問6に希望校を記入下さい。

県営住宅家賃額一覧表

※この家賃額一覧は、**代表的な間取り**（専用床面積）と、その家賃を掲載しています。同じ間取りでも、専用床面積・築年数・設備の違いにより、家賃額が異なる場合がありますので、**実際に入居される間取りや家賃額と異なる**場合がありますのでご了承ください。（令和8年4月1日現在の家賃です。）

団地番号	団地名	専用床面積	住宅の間取り（例）	政令月収段階別の家賃（単位は円）					
				0～104,000	104,001～123,000	123,001～139,000	139,001～158,000	158,001～186,000	186,001～214,000
1	大江	37.80㎡～43.90㎡	6畳、4.5畳、K 6畳、4.5畳、3畳、K	12,300～18,000	14,300～20,800	16,300～23,800	18,400～26,800	21,000～30,700	21,800～35,400
2	九品寺	52.80㎡～70.60㎡	6畳、5畳、DK 5畳、4.5畳、LDK / 6畳、6畳、4.5畳、DK 6畳、6畳、4.5畳、LDK	26,400～35,400	30,500～40,800	34,900～46,700	39,400～52,600	45,000～60,200	51,900～69,400
3	古庭坊	52.80㎡～72.10㎡	6畳、5.5畳（洋）、DK 6畳、5.5畳（洋）、4畳（洋）、LDK	25,900～35,400	29,900～40,800	34,200～46,700	38,500～52,700	44,100～60,200	50,800～69,400
4	託麻原	53.40㎡・71.90㎡	6畳、4.5畳、DK 6畳、6畳、6畳（洋）、LDK	25,600～34,500	29,600～39,800	33,800～45,500	38,100～51,300	43,600～58,700	50,300～67,700
5	渡瀬1	53.50㎡～75.50㎡	6畳、6畳、DK 6畳、6畳、6畳（洋）、DK / 6畳、6畳、6畳（洋）、LDK	25,800～36,400	29,700～42,000	34,000～48,000	38,400～54,200	43,800～61,900	50,600～71,400
6	渡瀬2	54.60㎡・60.40㎡	6畳、6畳、4.5畳、DK	17,300～23,100	19,900～26,700	22,800～30,600	25,700～34,500	29,400～39,400	33,900～45,500
7	竜蛇平	53.40㎡～71.10㎡	6畳、6畳、LDK 6畳、6畳、4.5畳、LDK	24,500～32,700	28,300～37,700	32,400～43,200	36,600～48,700	41,800～55,600	48,200～64,200
8	水源	46.40㎡～56.20㎡	7畳（洋）、6畳、K 6畳（洋）、6畳、DK	20,600～29,600	23,800～34,100	27,200～39,000	30,600～44,000	35,000～50,300	40,400～58,000
9	泉ヶ丘	41.80㎡～50.30㎡	6畳、4.5畳、K 6畳、4.5畳、4.5畳、K	13,000～20,100	15,000～23,200	17,200～26,500	19,400～29,900	22,100～34,200	25,500～39,500
10	帯山2	62.70㎡～66.30㎡	6畳、6畳、4.5畳、DK 6畳、6畳、6畳、DK	26,800～28,400	30,900～32,800	35,400～37,500	39,900～42,300	45,600～48,400	52,600～55,800
11	帯山A	51.00㎡～66.10㎡	8畳、6畳、DK 8畳、6畳、6畳、DK	23,000～29,800	26,600～34,400	30,400～39,400	34,300～44,400	39,200～50,800	45,200～58,600
12	保田窪1	51.30㎡～67.10㎡	8畳、4.5畳、DK 6畳、4.5畳、4.5畳、DK	22,500～30,200	26,000～34,900	29,700～39,900	33,500～45,000	38,300～51,400	44,200～59,300
13	保田窪2	60.10㎡～70.30㎡	6畳、6畳、DK / 6畳、6畳、5畳（洋）、DK	25,500～32,400	29,400～37,400	33,600～42,700	38,000～48,200	43,400～55,100	45,900～63,600
14	小山田（新）	64.40㎡～70.10㎡	6畳、6畳、6畳、LDK 6畳、6畳、LDK	26,700～29,000	30,900～33,500	35,300～38,300	39,800～43,200	45,500～49,400	52,500～57,000
	小山田（旧）	46.10㎡・47.70㎡	6畳、4.5畳、3畳（洋）、DK 6畳、6畳、3畳（洋）、DK	13,200～14,800	15,200～17,000	17,400～19,500	19,600～22,000	22,400～25,100	25,900～29,000
15	石神原	56.40㎡・68.30㎡	6畳、5畳、LDK 7畳、5畳、LDK / 7畳、6畳、4.5畳、LDK	24,800～30,000	28,600～34,700	32,700～39,600	36,900～44,700	42,200～51,100	48,700～59,000
17	北津留	64.30㎡～70.00㎡	6畳、6畳、LDK 7.5畳、6.5畳、5.25畳、LDK	28,100～30,400	32,500～35,100	37,200～40,100	41,900～45,200	47,900～51,700	55,300～59,600
18	堀の内	54.10㎡～76.50㎡	6畳、6畳、LDK 6畳、6畳、4.5畳、LDK / 6畳、6畳、4.5畳、4.5畳、LDK	24,500～34,700	28,300～40,000	32,400～45,800	36,500～51,600	41,700～59,000	48,100～68,100
19	八島（新）	60.90㎡～75.90㎡	6畳、6畳、6畳、DK 6畳、6畳、4.5畳、DK / 6畳、6畳、4.5畳、4.5畳、LDK	22,900～30,400	26,500～35,100	30,300～40,200	34,100～45,300	39,000～51,800	43,900～59,800
	八島（旧）	31.00㎡・34.30㎡	6畳、4.5畳、K 6畳、4.5畳、3畳、K	8,900～10,000	10,200～11,600	11,700～13,200	13,200～14,900	14,300～17,100	14,400～19,200
20	富の尾	68.00㎡・69.90㎡	6畳、6畳、4.5畳、LDK 6畳、6畳、6畳、LDK	29,100～30,100	33,600～34,700	38,500～39,700	43,400～44,800	49,600～51,200	57,200～59,100
21	江津湖	32.10㎡～47.50㎡	6畳、4.5畳、K 6畳、4.5畳、3畳、K / 6畳、4.5畳、4.5畳、K	8,800～16,600	10,200～19,200	11,600～21,900	13,100～24,700	15,000～28,300	15,900～32,500
22	東町	31.50㎡～44.80㎡	6畳、4.5畳、K 6畳、4.5畳、3畳、K / 6畳、4.5畳、4.5畳、K	9,000～15,800	10,400～18,200	11,900～20,900	13,400～23,500	15,300～26,900	17,700～31,100
23	武蔵ヶ丘	41.90㎡～63.60㎡	6畳、4.5畳、DK 6畳、4.5畳、4.5畳、K / 6畳、6畳、4.5畳、LDK	10,700～20,500	12,400～23,700	14,200～27,100	16,000～30,500	18,300～34,900	21,100～40,300
25	八幡台	51.20㎡～57.10㎡	6畳、6畳、4.5畳、K 6.5畳、6畳、4.5畳、DK / 6.5畳、6.5畳、4.5畳、DK	12,600～17,200	14,600～19,800	16,700～22,700	18,800～25,600	21,500～29,300	24,800～33,800
26	八王寺	56.60㎡～62.60㎡	6畳、6畳、4.5畳、DK	18,200～22,900	21,100～26,400	24,100～30,200	27,200～34,100	31,100～39,000	35,800～45,000
27	鉄砲塚	60.30㎡	6畳、6畳、4.5畳、DK	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800～46,800
28	萩原	57.10㎡・60.30㎡	6畳、6畳、4.5畳、DK	19,300～23,700	22,300～27,400	25,500～31,300	28,700～35,300	32,800～40,300	37,900～46,500
29	西戸島	57.10㎡～61.60㎡	6畳、6畳、4.5畳、DK 6畳、6畳、6畳（洋）、DK / 6畳、6畳、6畳、DK	18,800～24,300	21,700～28,000	24,900～32,100	28,000～36,200	32,100～41,300	37,000～47,700
30	田崎	59.40㎡～71.20㎡	6畳、6畳、6畳（洋）、DK 6畳、6畳、4.5畳、DK / 6畳、6畳、4.5畳、LDK	22,200～27,900	25,600～32,200	29,300～36,900	33,100～41,600	37,800～47,500	43,600～54,800
31	八反田	61.60㎡・64.40㎡	6畳、6畳、6畳（洋）、DK 6畳、6畳、4.5畳、DK	22,600～26,500	26,100～30,600	29,800～35,000	33,600～39,500	38,400～45,100	44,400～52,000
32	須屋	58.10㎡～70.40㎡	6畳、6畳、6畳（洋）、DK 6畳、6畳、6畳、DK	17,500～22,200	20,200～25,600	23,100～29,300	26,000～33,100	29,700～37,800	34,200～43,600
33	上熊本	63.80㎡・66.90㎡	6畳、6畳、4.5畳（洋）、DK / 4.5畳、4.5畳（洋）、6畳、DK	24,500～28,900	28,200～33,300	32,300～38,100	36,400～43,000	41,600～49,100	48,100～56,700
34	東本町	60.60㎡～64.40㎡	6畳、4.5畳、4.5畳、DK 6畳、6畳、6畳、DK / 6畳、6畳、6畳、LDK	24,900～28,100	28,700～32,400	32,900～37,100	37,100～41,800	42,400～47,800	48,000～55,100
35	新東町	49.20㎡～72.30㎡	6畳、6畳、DK 6畳、6畳、6畳、DK	21,000～31,800	24,200～36,700	27,700～42,000	31,300～47,400	35,700～54,100	41,200～62,500
36	新渡鹿	59.70㎡～75.40㎡	6畳、6畳、LDK 6畳、6畳、6畳、DK	26,600～33,600	30,700～38,800	35,100～44,400	39,600～50,100	45,300～57,200	52,300～66,000
37	川鶴	37.80㎡	6畳、4.5畳、3畳、K	4,000					
38	本山	24.20㎡・45.00㎡	4.5畳、K 6畳、4.5畳、DK	5000・8000					
39	二本木	55.00㎡	6畳、4.5畳、4.5畳、DK	14,000					
40	サンシャイン水前寺	61.20㎡・62.50㎡	6畳、6畳、4.5畳、DK	35,000					
41	月浦	53.80㎡～72.80㎡	6畳、6畳、DK 6畳、6畳、6畳、DK / 6畳、6畳、LDK 6畳、6畳、6畳、LDK	17,800～25,500	20,500～29,400	23,500～33,600	26,500～37,900	30,200～43,400	34,900～50,000
42	健軍	54.00㎡～72.90㎡	6畳、6畳、DK 6畳、6畳、4.5畳、LDK	25,900～34,900	29,900～40,300	34,200～46,100	38,500～52,000	44,000～59,500	50,800～68,600
43	山の上	52.00㎡・72.00㎡	6畳、6畳（洋）、DK 6畳、6畳、6畳（洋）、LDK	25,500～35,400	29,500～40,800	29,500～40,800	33,700～46,700	38,000～52,700	43,500～60,200

・単身入居可能な住宅については、21～22ページをご覧ください。
★印・★★印の団地となります。

県営住宅所在地一覧

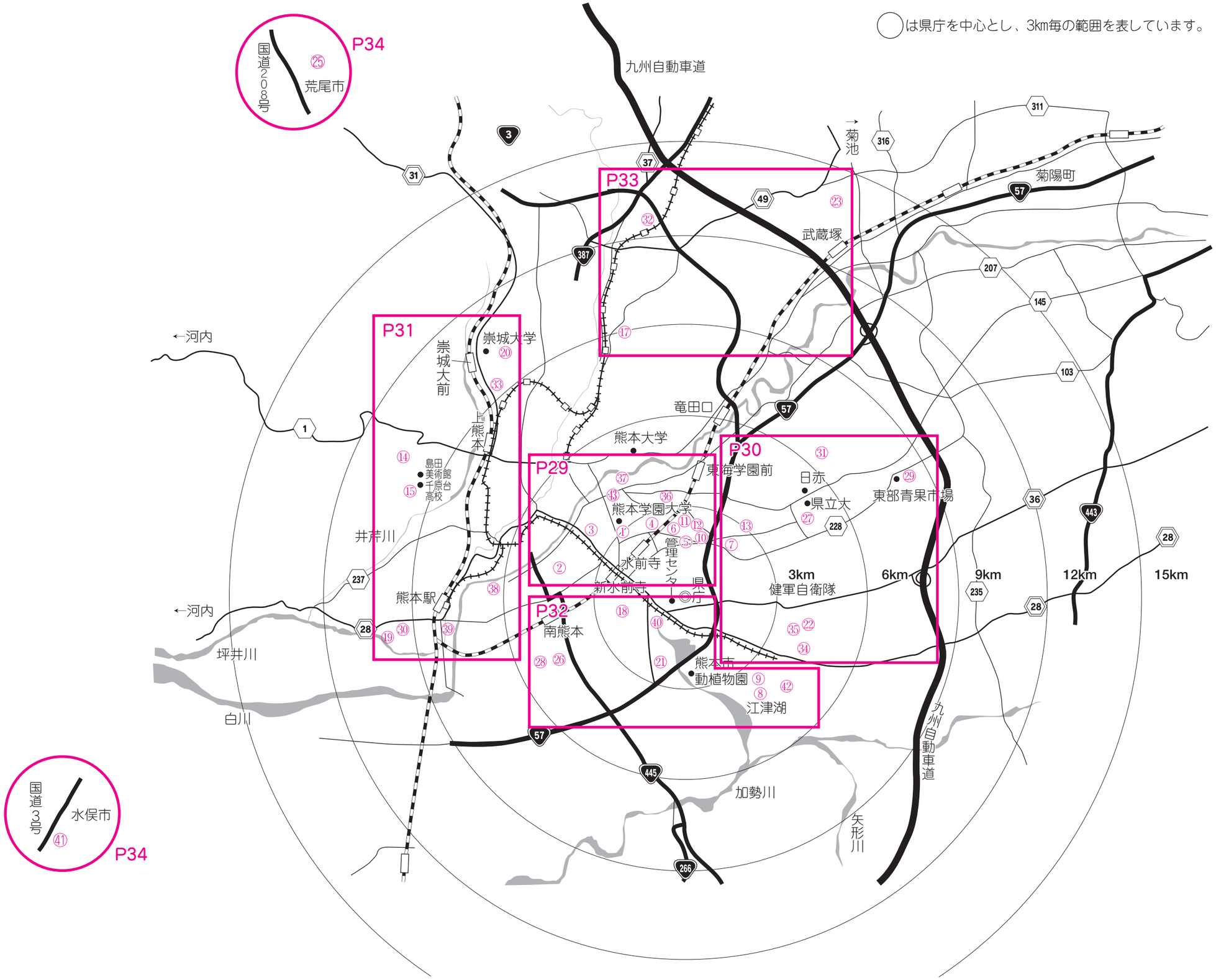
団地名	所在地	棟	地図ページ
① 大江	〒862-0972　熊本市中央区新大江1丁目4－2	1棟	P29
	〃　4－1	2棟	P29
	〃　3－16	3棟	P29
	〃　2－1	4棟	P29
② 九品寺	〒862-0976　熊本市中央区九品寺3丁目16番1		P29
③ 古庭坊	〒862-0971　熊本市中央区大江4丁目9番1		P29
④ 託麻原	〒862-0972　熊本市中央区新大江2丁目24番8	1棟	P29
	熊本市中央区新大江2丁目25番9	2棟	P29
⑤ 渡瀬第1	〒862-0950　熊本市中央区水前寺4丁目7番13号		P29
⑥ 渡瀬第2	〒862-0924　熊本市中央区帯山1丁目3番	1棟	P29
	〒862-0972　熊本市中央区新大江3丁目11番	2～4棟	P29
⑦ 竜蛇平	〒862-0924　熊本市中央区帯山3丁目1番	1～3棟	P30
⑧ 水源	〒862-0907　熊本市東区水源1丁目24番	1､2棟	P32
⑨ 泉ヶ丘	〃　21番	1～4棟	P32
	〃　23番	5～7棟	P32
	〃　19番	8棟	P32
⑩ 帯山第2	〒862-0924　熊本市中央区帯山1丁目39番	1～7棟	P29
⑪ 帯山A	〒862-0924　熊本市中央区帯山1丁目23番	1～3棟	P29
⑫ 保田窪第1	〒862-0924　熊本市中央区帯山1丁目28番	1～3棟	P29
⑬ 保田窪第2	〒862-0924　熊本市中央区帯山5丁目2番	1～8棟	P30
⑭ 小山田（新）	〒860-0073　熊本市西区島崎6丁目12番	5～7棟	P31
	〃　17番	8棟	P31
	〃　16番	9～12、14、15、19棟	P31
	〃　15番	13、16～18棟	P31
⑭ 小山田（旧）	〃　10番	1～4棟	P31
⑮ 石神原	〒860-0073　熊本市西区島崎3丁目24番15		P31
⑰ 北津留	〒861-8068　熊本市北区清水万石4丁目8－16	1棟	P33
	〃　8－17	2棟	P33
	〃　8－18	3棟	P33
	〃　8－19	4棟	P33
⑱ 堀の内	〒862-0949　熊本市中央区国府2丁目2番	1～8棟	P32
⑲ 八島（新）	〒860-0054　熊本市西区八島2丁目8番	8－01～06棟	P31
	〃　9番	9－01～03棟	P31
	〒860-0053　熊本市西区田崎3丁目6番	6－1～5棟	P31
	〃　8番	8－1、8－2棟	P31
⑲ 八島（旧）	〒860-0053　熊本市西区田崎3丁目7番	7－1～8棟	P31
	〃　9番	9－1～6棟	P31
⑳ 富の尾	〒860-0082　熊本市北区池田3丁目57番	1～4棟	P31
	〃　56番	5～6棟	P31
㉑ 江津湖	〒862-0942　熊本市東区江津2丁目10番	10－1～7、9、10棟	P32
	〃　12番	12－1～6、8～13棟	P32
㉒ 東町	〒862-0901　熊本市東区東町3丁目6番	1～34棟	P30
㉓ 武蔵ヶ丘	〒869-1111　菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘3丁目	1～49棟	P33
㉕ 八幡台	〒864-0164　荒尾市八幡台4丁目5番	1、2、3、4棟	P34
	〃　6番	6－1、6－2棟	P34

※あなたの住所は、この表の所在地、棟号と自分の部屋番号となります。〈例〉東町団地：熊本市東区東町3丁目6番△棟△号

団地名	所在地	棟	地図ページ
㉖ 八王寺	〒860-0831　熊本市中央区八王寺町24番	1棟	P32
	〃　23番	2～5、13～16棟	P32
	〃　19番	6～9棟	P32
	〃　20番	10～12棟	P32
㉗ 鉄砲塚	〒862-0920　熊本市東区月出4丁目1－1	1棟	P30
	〃　1－2	2棟	P30
	〃　3丁目1－50	3棟	P30
	〃　1－51	4棟	P30
	〃　1－52	5棟	P30
㉘ 萩原	〒860-0832　熊本市中央区萩原町9番57	1棟	P32
	〃　58	2棟	P32
	〃　59	3棟	P32
	〃　60	4棟	P32
	〃　61	5棟	P32
	〃　62	6棟	P32
㉙ 西戸島	〒861-8043　熊本市東区戸島西1丁目16番30	1棟	P30
	〃　16番31	2棟	P30
	〃　16番32	3棟	P30
	〃　16番34	4棟	P30
	〃　26番6	5棟	P30
	〃　26番5	6棟	P30
	〃　26番4	7棟	P30
	〃　26番1	8棟	P30
	〃　26番2	9棟	P30
	〃　26番3	10棟	P30
	〃　27番54	11棟	P30
	〃　27番53	12棟	P30
	〃　27番52	13棟	P30
	〃　27番50	14棟	P30
	〃　25番15	15棟	P30
	〃　25番16	16棟	P30
㉚ 田崎	〒860-0053　熊本市西区田崎2丁目3番	73～83棟	P31
㉛ 八反田	〒861-8038　熊本市東区長嶺東1丁目8番	1～8棟	P30
㉜ 須屋	〒861-1102　合志市須屋574－1	1～8棟	P33
㉝ 上熊本	〒860-0079　熊本市西区上熊本3丁目15番	1～16棟	P31
	〃　16番	21棟	P31
㉞ 東本町	〒862-0902　熊本市東区東本町21番	1～13棟	P30
㉟ 新東町	〒862-0901　熊本市東区東町4丁目13番	1～7棟	P30
㊱ 新渡鹿	〒862-0970　熊本市中央区渡鹿3丁目15番1		P29
㊲ 川鶴	〒862-0971　熊本市中央区大江1丁目35番	1､2棟	P29
㊳ 本山	〒860-0821　熊本市中央区本山1丁目1番	2棟	P31
㊴ 二本木	〒860-0051　熊本市西区二本木4丁目1番12	1棟	P31
	〃　2番16	3棟	P31
㊵ サンシャイン水前寺	〒862-0941　熊本市中央区出水1丁目6－8		P32
㊶ 月浦	〒867-0035　水俣市月浦250番18	1～3棟	P34
	〃　888番1	4棟	P34
㊷ 健軍	〒862-0904　熊本市東区栄町2番15号		P32
㊸ 山の上	〒862-0971　熊本市中央区大江2丁目2番20		P29

県営住宅所在地一覧

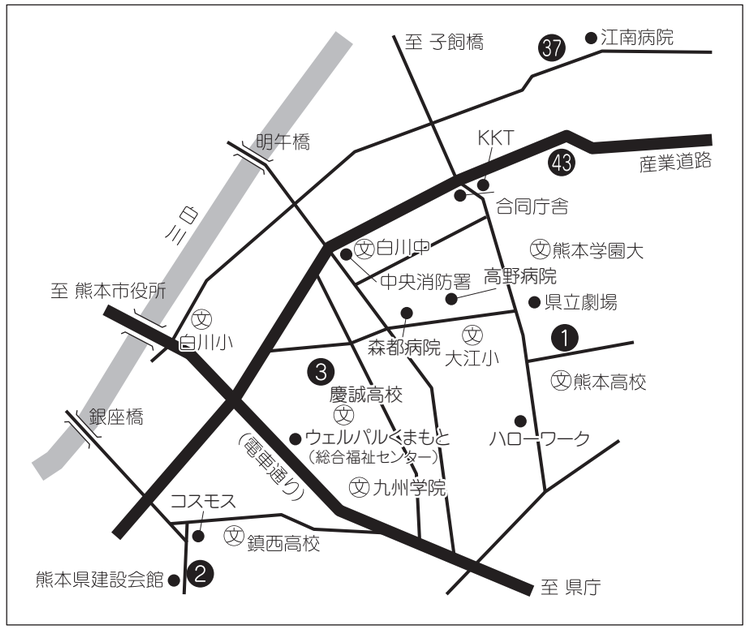
団　地　名
① 大 江 団 地
② 九 品 寺 団 地
③ 古 庭 坊 団 地
④ 託 麻 原 団 地
⑤ 渡瀬第1団地
⑥ 渡瀬第2団地
⑦ 竜 蛇 平 団 地
⑧ 水 源 団 地
⑨ 泉 ヶ 丘 団 地
⑩ 帯山第2団地
⑪ 帯 山 A 団 地
⑫ 保田窪第1団地
⑬ 保田窪第2団地
⑭ 小 山 田 団 地
⑮ 石 神 原 団 地
⑰ 北 津 留 団 地
⑱ 堀 の 内 団 地
⑲ 八 島 団 地
⑳ 富 の 尾 団 地
㉑ 江 津 湖 団 地
㉒ 東 町 団 地
㉓ 武蔵ヶ丘団地
㉕ 八 幡 台 団 地
㉖ 八 王 寺 団 地
㉗ 鉄 砲 塚 団 地
㉘ 萩 原 団 地
㉙ 西 戸 島 団 地
㉚ 田 崎 団 地
㉛ 八 反 田 団 地
㉜ 須 屋 団 地
㉝ 上 熊 本 団 地
㉞ 東 本 町 団 地
㉟ 新 東 町 団 地
㊱ 新 渡 鹿 団 地
㊲ 川 鶴 団 地
㊳ 本 山 団 地
㊴ 二 本 木 団 地
㊵ サンシャイン水前寺
㊶ 月 浦 団 地
㊷ 健 軍 団 地
㊸ 山の上団地



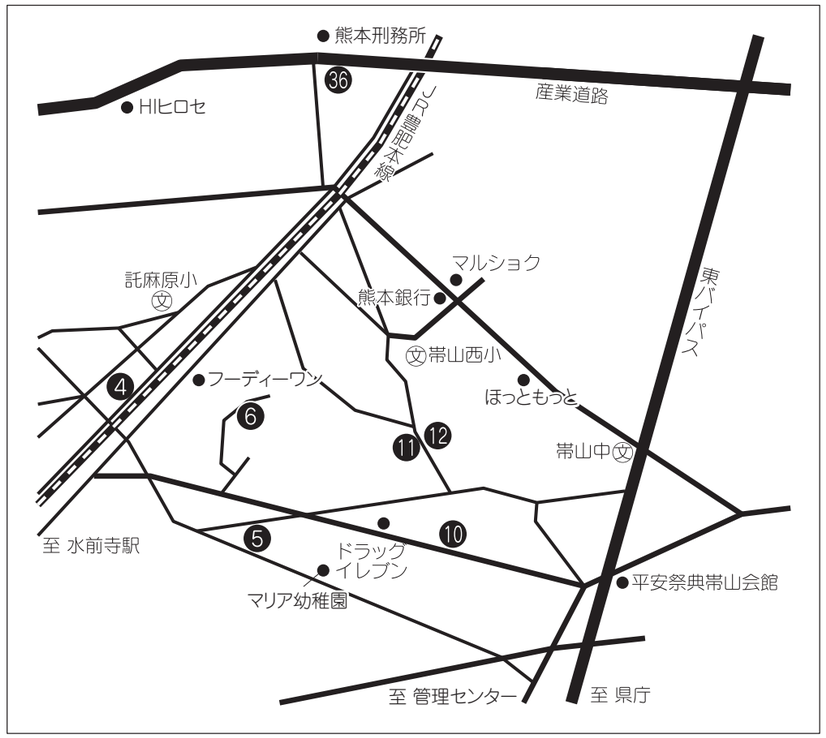
◯は県庁を中心とし、3km毎の範囲を表しています。

県営住宅所在地一覧①

❶ 大江
❷ 九品寺
❸ 古庭坊
㊲ 川鶴
㊸ 山の上

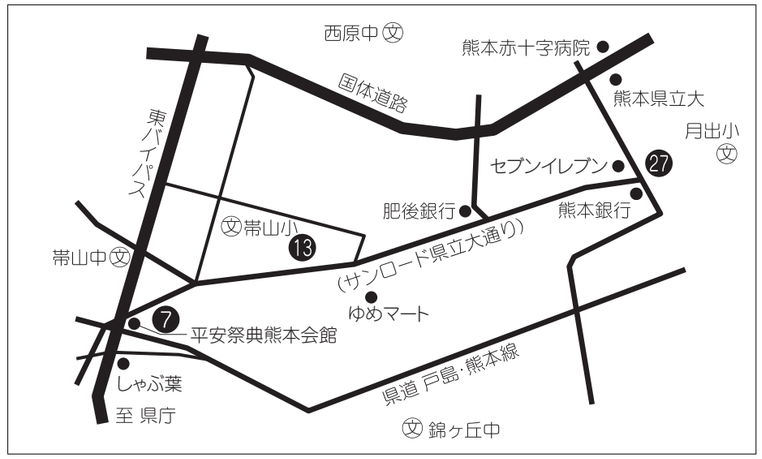


❹ 託麻原
❺ 渡瀬第1
❻ 渡瀬第2
❿ 帯山第2
⓫ 帯山A
⓬ 保田窪第1
㊱ 新渡鹿



県営住宅所在地一覧②

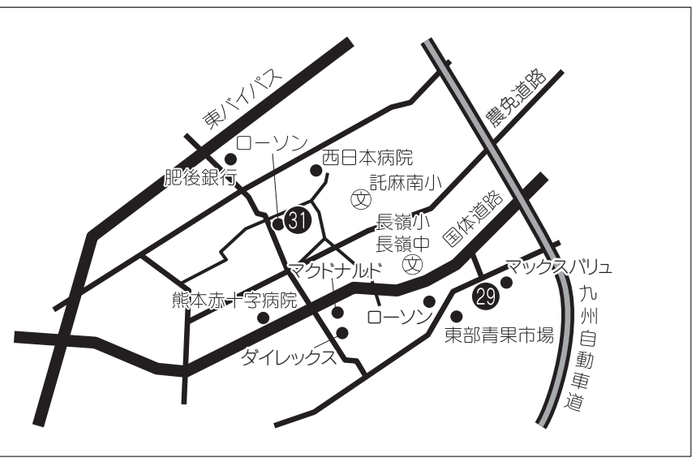
❼ 竜蛇平
⓭ 保田窪第2
㉗ 鉄砲塚



㉒ 東町
㉞ 東本町
㉟ 新東町

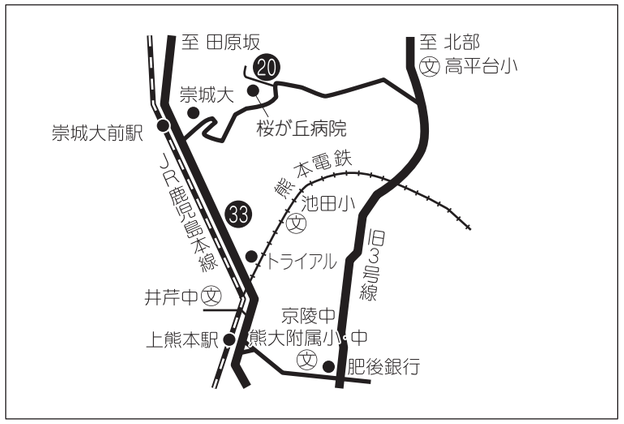


㉙ 西戸島
㉛ 八反田

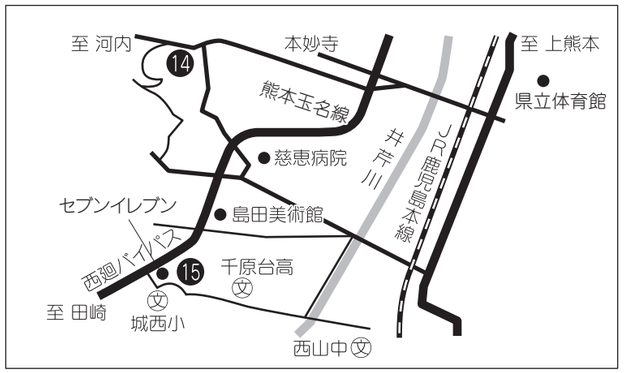


県営住宅所在地一覧③

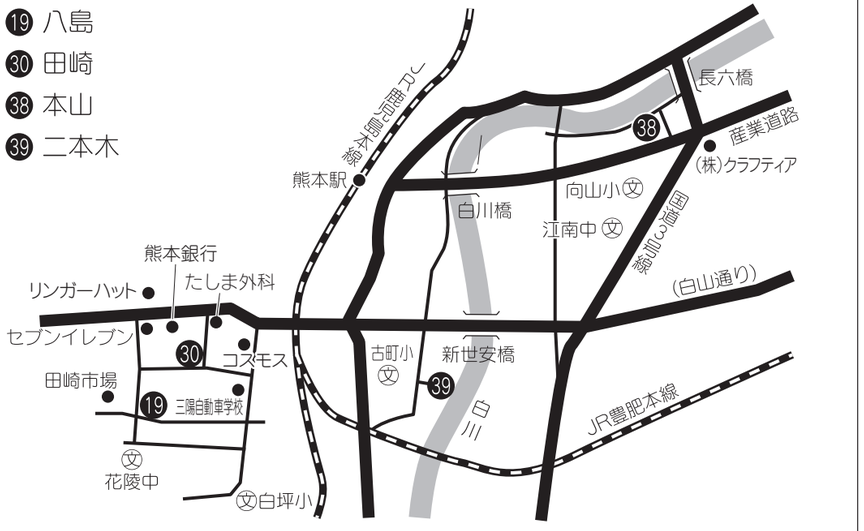
⑳ 富の尾
㉝ 上熊本



⑭ 小山田
⑮ 石神原

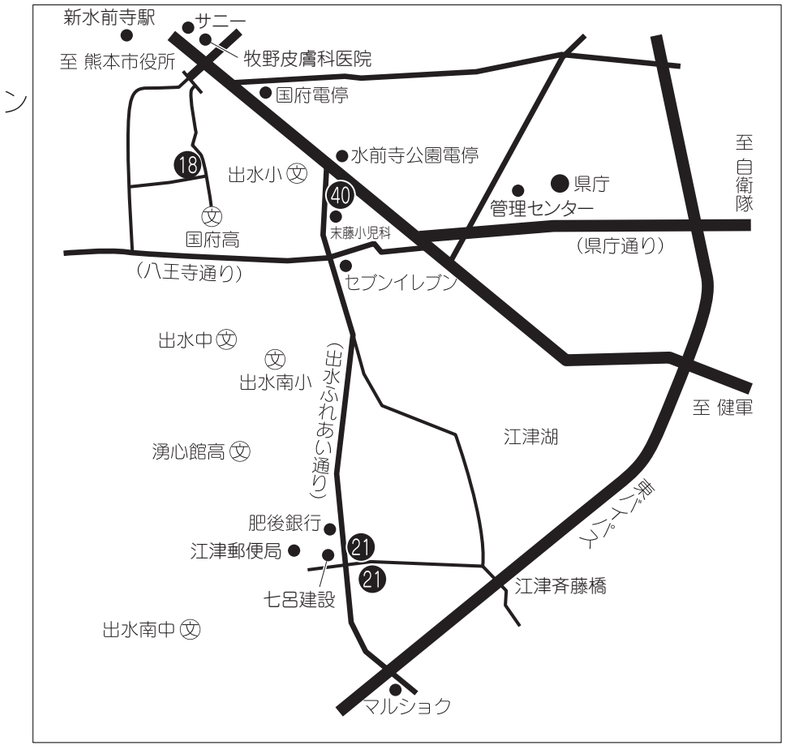


⑲ 八島
㉚ 田崎
㊳ 本山
㊴ 二本木



県営住宅所在地一覧④

⑱ 堀の内
㉑ 江津湖
㊵ サンシャイン水前寺





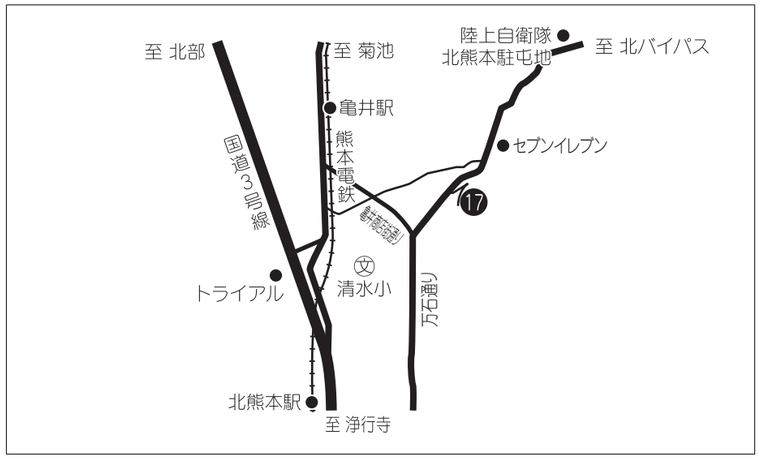
㉖ 八王寺
㉘ 萩原



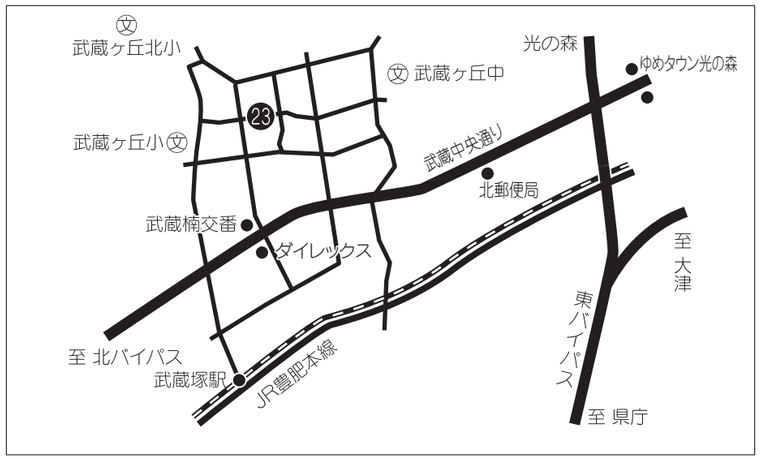
⑧ 水源
⑨ 泉ヶ丘
㊷ 健軍

県営住宅所在地一覧⑤

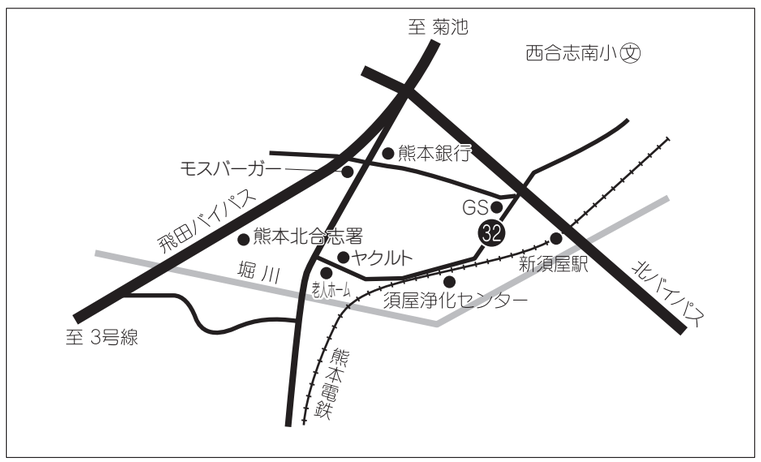
⑰ 北津留



㉓ 武蔵ヶ丘

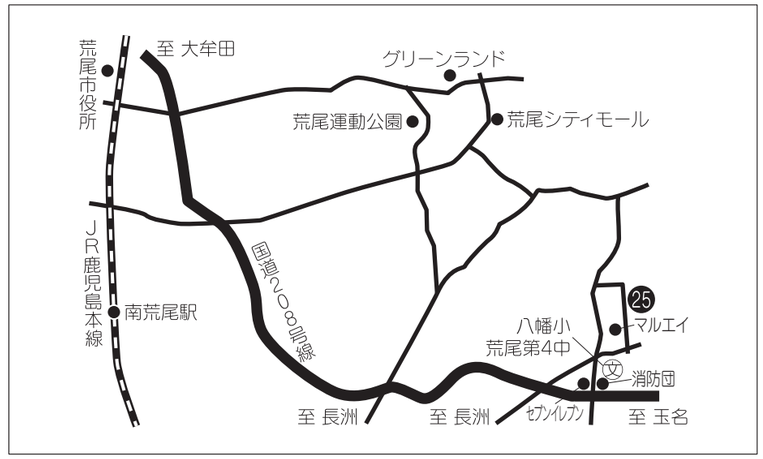


㉜ 須屋

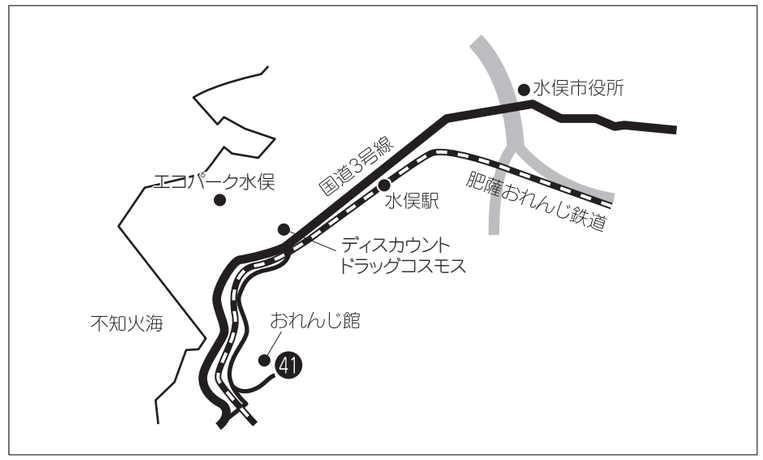


県営住宅所在地一覧⑥

㉕ 八幡台



㊶ 月浦



駐車場使用許可について

駐車場がある県営住宅（21～22ページ参照）においては、県知事の許可を受けて、駐車場を使用することができます。

駐車場使用許可申請書に自動車検査証（車検証）の写しを添えて申し込んでください。

なお、県営住宅の駐車場は、県営住宅の入居者又は同居者が、自ら駐車場を必要とする場合に使用できることとなっているため、車検証の名義は入居者又は同居者の氏名であることが原則となります。

各県営住宅駐車場の使用料は、下表のとおりです。駐車場の区画数に余裕がある県営住宅においては、1.5倍の使用料により2台目の駐車場の使用許可が可能となる場合もあります。詳しくは、管理センターまでお問い合わせください。

また、使用開始に際しては、保証金として使用料月額の3ヶ月分をお預かりいたします。（駐車場の明渡しの際には、滞納金がある場合を除き、全額返金いたします。）

駐車場使用料を滞納されると、使用許可の取消しおよび駐車場の明渡しの対象となる場合がありますので、期日までに必ずお支払いください。

手続の流れ

新規入居者
・駐車場使用希望の申出

⇩

熊本県営住宅管理センター（資格審査または住戸決定時）
・入居手続において、駐車場の有無および駐車場使用者資格を説明し、駐車可能な場合には使用許可申請書様式を配付

⇩

駐車場管理組合
・使用希望者の居住棟からの距離や隣接区画の自動車規格等を勘案のうえ配置場所を決定し、申請書に区画番号を記入

⇩

新規入居者
・申請書に必要事項を記入し、車検証の写しを添え管理センターに提出

⇩

県
・使用者資格を審査のうえ、許可
・許可書、保証金納入通知書の発行

⇩

熊本県営住宅管理センター（入居説明会時）
・入居説明時に許可書、2か月分の使用料及び保証金納入通知書の配付
・保証金の納入

⇩

新規入居者
・口座振替申込書を金融機関に提出（各月15日までに金融機関に申し込まれた場合は翌月分から、16日以降に申し込まれた場合は、翌々月分から口座振替開始になります。口座振替が開始されるまでは配付した納入通知書で使用料を支払ってください。）

■駐車場使用料一覧表

県営住宅名	使用料（円）
大江	2,900
九品寺	2,500
古庭坊	2,800
託麻原	2,700
渡瀬第1	2,800
渡瀬第2	2,300
竜蛇平	2,600
水源	2,500
泉ヶ丘	2,500
帯山第2	2,300
帯山A	2,500
保田窪第1	2,500
保田窪第2	2,800

県営住宅名	使用料（円）
小山田	2,100
石神原	2,200
北津留	2,300
堀の内	2,500
八島	2,400
富の尾	2,200
江津湖	2,700
東町	2,600
武蔵ヶ丘	2,100
八幡台	1,700
八王寺	2,400
鉄砲塚	2,800
萩原	2,400

県営住宅名	使用料（円）
西戸島	2,300
田崎	2,600
八反田	2,400
須屋	2,100
上熊本	2,300
東本町	2,800
新東町	2,600
新渡鹿	2,400
川鶴	2,400
月浦	1,500
健軍	2,700
山の上	2,400

MEMO

申込書記入例（補充入居待機者募集用）

令和8年度･後期　**県営住宅入居申込書**

倍率優遇									
コード	希　望　団　地		受付番号	抽選順位	倍率優遇希望の方は対象となる理由に○をつけてください		低倍率住戸希望	受付番号	抽選順位
	1	団地			1.障がい者	2.高齢者	3		
		団地			3.ひとり親	4.子育て			
					5.DV被害者	6.犯罪被害者			

熊本県知事　様　　（記入日：令和　年　月　日）

次のとおり、県営住宅に入居したいので、申し込みます。
なお、この申込書に虚偽があるときは、この申込みが無効とされても異議を申しません。

（フリガナ）クマモトタロウ
申込者（本人）の氏名　熊本太郎　4

現住所　郵便番号 862－0950　熊本市中央区水前寺6丁目18－5　電話番号 自宅 000－000－0000　携帯 －　－

勤務先　名称 県営産業株式会社　電話番号 000-000-0000
所在地 熊本市中央区水前寺6丁目5-19

	フリガナ 氏名	生年月日	年齢	続柄	障害等級	勤務先名 就職年月日／勤務先TEL	年間所得金額
本人	クマモトタロウ 熊本太郎	明・大・㊧・平・令 ○年 7月 24日	55	本人		県営産業㈱ ○年 4月 1日 TEL 000－000－0000	円
同居親族（同居しようとする親族）	クマモトハナコ 熊本花子	明・大・㊧・平・令 ○年 1月 2日	50	妻 6		無職 年 月 日 TEL	円
	クマモトヨシコ 熊本良子	明・大・㊧・平・令 ○年 5月 8日	30	子		住宅運送㈱ ○年 4月 1日 TEL 000－000－0000	円
	クマモトイチロウ 熊本一郎	明・大・昭・㊥・令 ○年 8月 31日	18	子	身体4級	高校3年生 年 月 日 TEL	円
		明・大・昭・平・令 年 月 日				年 月 日 TEL	円
		明・大・昭・平・令 年 月 日				年 月 日 TEL	円
別居扶養親族	7	明・大・昭・平・令 年 月 日				8	Ⓐ所得合計額 円
		明・大・昭・平・令 年 月 日					Ⓑ控除合計額 円

9～10ページの「低層階･エレベーター設置棟入居希望制度」を希望する　有 ・ 無
9～10ページの「重度障がい者（車イス常用）住戸」を希望する　有 ・ 無
申込者または同居親族名義の持家がありますか?（持分がある場合も含みます）　はい ・ いいえ
現在、公営住宅にお住まいですか?　はい ・ いいえ
「はい」と答えた方は、申込みをした理由を具体的に記入してください。
（　　）

Ⓒ（Ⓐ－Ⓑ）　円

Ⓑ所得控除額	①同居親族 別居扶養親族	②老人配偶者 老人扶養 70歳以上	③扶養親族 16歳以上 23歳未満	④特別障害者 1～2級等	⑤障害者 3～6級等	⑥寡婦	⑦ひとり親	⑧基礎控除 振替額	Ⓓ（Ⓒ÷12ヶ月）
	1人：38万円	1人：10万円	1人：25万円	1人：40万円	1人：27万円	所得額	所得額	所得額	円
	人	人	人	人	人	人	人	人	裁量 / 分位
	万円	万円	万円	万円	万円	円	円	円	

○2団地まで申込み可能です（1団地でも結構です）
○太線の枠内のみ記入してください。
○押印は不要です。

※38ページの注意事項を必ずお読みいただき、記入もれのないようご注意ください。
※41ページに住宅調査票があります。必ず記入のうえ、提出してください。

申込書の記入について（ご注意）

（太線）の枠内のみ記入してください。※ボールペンで記入

1 希望される団地を記入してください。2つまで記入できますが、「希望される団地が1つの場合は、1つのみ記入してください。」2つ記入した場合、どちらか先に順位が到達した場合もう一つは失効します。

2 倍率優遇を希望される方は11､12ページを確認の上､対象となる優遇の理由に一つ○をつけてください。入居資格審査時に証明書が提出できない場合は倍率優遇を認めない場合がありますのでご注意ください。

3 低倍率住戸を併せて希望される場合は､「○」を記入してください。
※9ページ「低倍率住戸の申込み」をご確認ください。
3ページの常時募集についてもご確認ください。

4 押印は不要です。申込者本人が住戸の名義人となります。住民票のとおり記入してください。

5 住民票の住所を記入してください。
共同住宅などにお住まいの場合は､アパートなどの名称､部屋番号まで記入してください。
受付番号のお知らせハガキなど送付先を別住所に希望する場合は､枠外に記入してください。
※連絡先は必ずご記入ください。

6 同居しようとする親族の氏名（フリガナ）､生年月日､年齢､続柄､障害等級､勤務先名などを記入してください。住民票のとおり記入してください。

7 低層階（1･2階）及びエレベーター設置棟を希望される場合は､「有」に○をつけてください。
※希望される場合は､入居資格審査時に10ページに記載の添付書類が必要です。提出できない場合は申込みが無効となりますのでご注意ください。

8 重度障がい者（車イス常用）住戸を希望される場合は､「有」に○をつけてください。

※申込者及び同居親族の中に暴力団員がいる場合は､入居できません。
※申込者及び同居親族が暴力団員であるか否かを確認するため､警察に照会します。
※「低倍率住戸」､「低層階･エレベーター設置棟」についての 詳細は､9～10ページをご覧ください。

申込みに必要な書類

1 申込書
（40ページを使用してください）

2 住宅調査票
（41ページを使用してください）

3 85円切手×2枚 ※ハガキ不可。
（受付番号通知・抽せん結果通知用）

※インターネットにより申込みを行った世帯は切手の送付は必要ありません。

郵送でお願いします。

※令和8年12月7日(月)までの郵便局の消印のある「特定記録郵便」でお願いします。（郵送事故防止のため）

【提出先】
〒862-0950　熊本市中央区水前寺6-5-19　熊本県営住宅管理センター宛

※なお、郵送の場合には、郵便局での受付時間帯により翌日の消印となるときがありますので、特にご注意ください。
また、記入もれ、申込資格の判定ができないものは受付できませんので、書類不備として返却いたします。

熊本県営住宅管理センターへ持参の場合は専用ボックスにご投函ください。
（平日午前9時から午後4時まで）
※窓口対面での受付けは行いません。

〈ここから切り取ってください〉

○2団地まで申込み可能です（1団地でも結構です）
○太線の枠内のみ記入してください。
○押印は不要です。

令和8年度・後期　県営住宅入居申込書

倍率優遇			
コード	希望団地	受付番号	抽選順位
	団地		
	団地		

倍率優遇希望の方は対象となる理由に○をつけてください	
1.障がい者	2.高齢者
3.ひとり親	4.子育て
5.DV被害者	6.犯罪被害者

低倍率住戸希望	受付番号	抽選順位

熊本県知事　様

（記入日：令和　年　月　日）

次のとおり、県営住宅に入居したいので、申し込みます。
なお、この申込書に虚偽があるときは、この申込みが無効とされても異議を申しません。

（フリガナ）
申込者（本人）の氏名

現住所	郵便番号	電話番号	自宅
			携帯　－　－

勤務先	名称	電話番号
	所在地	

	フリガナ／氏名	生年月日	年齢	続柄	障害等級	勤務先名／就職年月日／勤務先TEL	年間所得金額
本人		明・大・昭・平・令　年　月　日		本人		年　月　日　TEL	円
同居親族（同居しようとする親族）		明・大・昭・平・令　年　月　日				年　月　日　TEL	円
		明・大・昭・平・令　年　月　日				年　月　日　TEL	円
		明・大・昭・平・令　年　月　日				年　月　日　TEL	円
		明・大・昭・平・令　年　月　日				年　月　日　TEL	円
		明・大・昭・平・令　年　月　日				年　月　日　TEL	円
別居扶養親族		明・大・昭・平・令　年　月　日					
		明・大・昭・平・令　年　月　日					

9～10ページの「低層階・エレベーター設置棟入居希望制度」を希望する	有　・　無	
9～10ページの「重度障がい者（車イス常用）住戸」を希望する	有　・　無	
申込者または同居親族名義の持家がありますか?（持分がある場合も含みます）	はい　・　いいえ	
現在、公営住宅にお住まいですか? 「はい」と答えた方は、申込みをした理由を具体的に記入してください。 （　　）	はい　・　いいえ	

	Ⓐ所得合計額	円
	Ⓑ控除合計額	円
	Ⓒ(Ⓐ－Ⓑ)	円
	Ⓓ(Ⓒ÷12ヶ月)	円

Ⓑ所得控除額

①同居親族 別居扶養親族	②老人配偶者 老人扶養 70歳以上	③扶養親族 16歳以上 23歳未満	④特別障害者 1～2級等	⑤障害者 3～6級等	⑥寡婦	⑦ひとり親	⑧基礎控除 振替額	裁量	分位
1人：38万円	1人：10万円	1人：25万円	1人：40万円	1人：27万円	所得額	所得額	所得額		
人	人	人	人	人	人	人	人		
万円	万円	万円	万円	万円	円	円	円		

※38ページの注意事項を必ずお読みいただき、記入もれのないようご注意ください。
※41ページに住宅調査票があります。必ず記入のうえ、提出してください。

住宅調査票

●この調査は、県営住宅への入居需要の実態を把握するために行うものです。
●該当する答えを「○」で囲んでください。

問 1. 現在のお住まいについて
現在のお住まいは次のどれにあたりますか。

01	公営住宅	1. 県営　2. 市営　3. 町営　4. 村営	団地名（　　）
		名義人は誰ですか　1. 本人　2. その他（本人との間柄　　）	
02	民間借家	1. 戸建て　2. 長屋建　3. 共同住宅（アパート、マンション等）	
03	持家	1. 戸建て　2. 長屋建　3. 共同住宅	
		名義人は誰ですか　1. 本人　2. その他（本人との間柄　　）	
04	その他	具体的に	

問 2. 現在のお住まいの広さや設備について

01	居住室の広さの合計は。	（　　）畳または（　　）㎡			
02	現在何階に住んでいますか。	1. 1 階	2. 2 階	3. 3 階	4. 3 階以上
03	お住まいの共同住宅にはエレベーターはありますか。			1. ある	2. ない

問 3. 入居する世帯について

01	階段の上り下りが困難な人はいますか。		1. はい	2. いいえ
02	車イスを使用している人がいますか。		1. はい	2. いいえ
03	世帯の種類を教えてください。（複数回答可）			
	1. 一般	2. 障がい者	3. 高齢者（60 歳以上）	4. ひとり親
	5. 子育て	6. DV 被害者	7. 犯罪被害者	8. 生活保護

問 4. 階段昇降困難な方の低層階・エレベーター設置棟へ入居希望について
低層階紹介希望の内容を下記　**01 ～ 03 の 1 つに○**をつけてください。
（※ 01 ～ 02 は、9～ 10 ページ記載の証明書が必要となります）

01	1 階のみ紹介を希望
02	1 ～ 2 階のみ紹介を希望　（エレベーター設置棟でも 2 階まで）
03	低層階（1 ～ 2 階）限定紹介は希望しない。

問 5. あなたが県営住宅の家賃として払えると思う金額はおいくらまでですか。

01	10,000 円まで	03	30,000 円まで	05	50,000 円まで
02	20,000 円まで	04	40,000 円まで	06	50,000 円以上でも可能

問 6. 武蔵ヶ丘団地の希望小学校に○をつけて下さい。子育て世帯のみ記載ください。

01	武蔵ヶ丘小学校	02	武蔵ヶ丘北小学校

問 7. ペット共生住宅（小山田団地 10 棟・16 棟・17 棟）限定で希望する。
※9～ 10 ページ記載の条件および申請が必要です。

01	希望する	1. はい	2. いいえ

インターネットから申込みができます。

●インターネットでの申込みについて

熊本県のホームページ上で申込みを受付けできます。
申込みの資格等は本募集案内書の内容と同じですが、申込み受付結果や抽選結果は登録された住所へハガキにてお知らせいたします。
メールの受信設定で熊本県営住宅管理センターのドメイン（@pref-kumamoto.jp）を受信できるようにしてください。
インターネットでの申込みを希望される場合は、以下のとおり検索いただくか、以下のURLまたはQRコードからお申込みください。

熊本県　県営住宅　入居者募集　検索

URL　https://logoform.jp/form/x4b6/1812903

【インターネット申込の内容に関するお問合せ先】
直接住宅課（096-333-2550）にお問合せください。

M E M O

MEMO

MEMO

MEMO

募集窓口

お問い合わせ・お申込みは

熊本県営住宅指定管理者

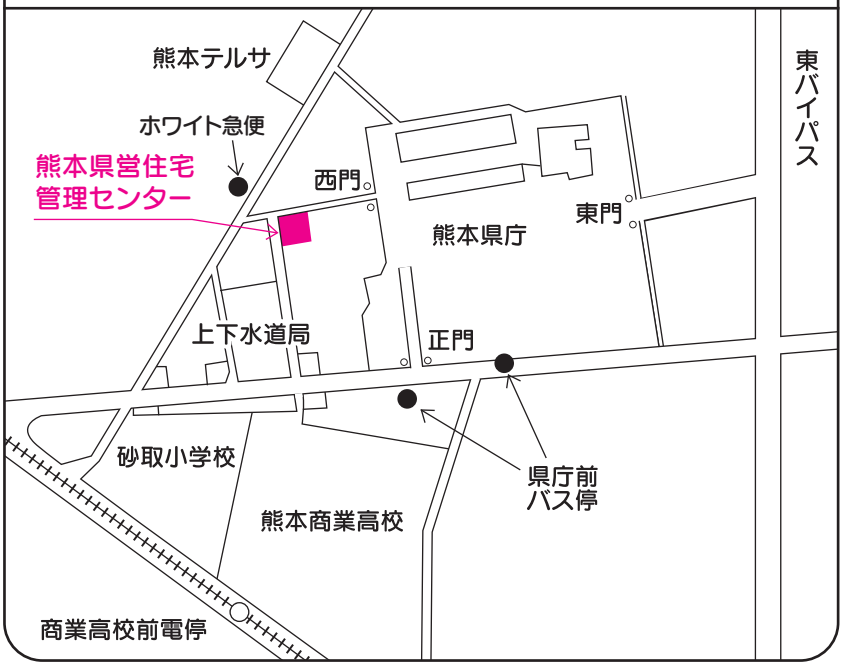
熊本県営住宅管理センター　☎096-213-2711

県営住宅ホームページ　http://www.pref-kumamoto.jp

事業主体

熊本県土木部建築住宅局住宅課（県庁本館12階）
096－333－2550

熊本県営住宅管理センター案内図



熊本県営住宅管理センター

〒862-0950　熊本市中央区水前寺6丁目5番19号
TEL 096－213－2711　FAX 096－213－2855